



GokaseTown
www.town.gokase.miyazaki.jp

このまちで いつまでも 自分らしく

五ヶ瀬町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度▶令和8年度



kanomachide



itsunademo



jibunboshiku

令和6年3月

 宮崎県五ヶ瀬町

は じ め に

町民の皆様には、本町の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

全国的に高齢化が進む中、本町においては平成 17（2005）年に高齢者人口がピークを迎え、その後は減少傾向となっています。一方で高齢化率は、平均寿命の延伸に加え少子化の影響により、年々上昇傾向にあり、令和 22（2040）年には 54.7%となる見込みです。厚生労働白書によると、高齢者の身体機能は 20 年前に比べ 5 歳以上若返っており、高齢者像が従前とは大きく変化してきています。高齢者の方も含めた、より多くの町民が様々な“つながり”を通じた支え合いの中で、支える側の役割を担うことが期待されます。私たちは、人と人、人と地域や社会のつながり、支え合うことを重要視し、行動する時代を迎えています。



介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度が発足し 24 年が経過しようとしており、この間、本町においては住民主体による通いの場（居場所）や介護予防事業の推進、社会貢献活動などを通じた生きがいづくり事業の推進を図るとともに、各種介護保険サービスや高齢者福祉サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう取り組みを進めてきました。

今後、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、更にその先の団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、あらゆるニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」がさらに充実したものになるよう推し進めていかなければなりません。

本計画では、「このまちで いつまでも 自分らしく」を基本理念とし、地域が持つ資源を最大限活用し、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が地域ぐるみで行われる体制づくりを推進・実現するため、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年を計画期間とする「五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたってご尽力をいただきました策定委員会の委員の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま、アンケート調査等を通じ多くの貴重なご意見をいただいた町民の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、本計画の実現のため、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3
5 介護保険制度の改正経緯	4
6 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント	5
7 日常生活圏域の設定	6
第2章 高齢者を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況	7
2 要介護（要支援）認定者等の状況	9
3 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額等の推移	13
4 第1号被保険者1人当たり給付月額分布	14
5 第8期計画の進捗状況	15
6 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果	16
7 在宅介護実態調査結果	26
8 介護人材実態調査結果	31
9 居所変更実態調査結果	34
10 本町の課題	36
第3章 基本理念・基本目標	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進	41
4 施策の体系	42
5 事業の体系	43
6 重点的取組と目標の設定	46
第4章 高齢者保健福祉事業	48
1 生きがいづくりの推進	48
2 社会活動への参加の推進	51
3 生活を支援するサービスの充実	54
4 住まいの選択	60
5 災害・感染症対策に係る体制整備	62

6 介護（介護予防）サービス等の充実	63
7 サービスの質の向上、人材確保・育成	65
第5章 地域支援事業	66
1 介護予防・日常生活支援総合事業	66
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	73
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	77
4 任意事業	84
第6章 介護保険サービス	87
1 居宅サービス等・介護予防サービス等	87
2 地域密着型サービス	94
3 施設サービス	97
第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定	99
1 財源構成	99
2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計	100
3 サービスごとの給付費の見込み	101
4 地域支援事業費の見込み	104
5 標準給付費等の見込み	106
6 所得段階別加入者の見込み	106
7 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定	107
8 所得段階に応じた保険料額の設定	108
9 令和22（2040）年の姿	109
資料編	110
五ヶ瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	110
五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会名簿	111

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12（2000）年の創設から20年以上が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎える見込みとなっています。また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加も見込まれています。このような状況に対応するために、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要となっています。

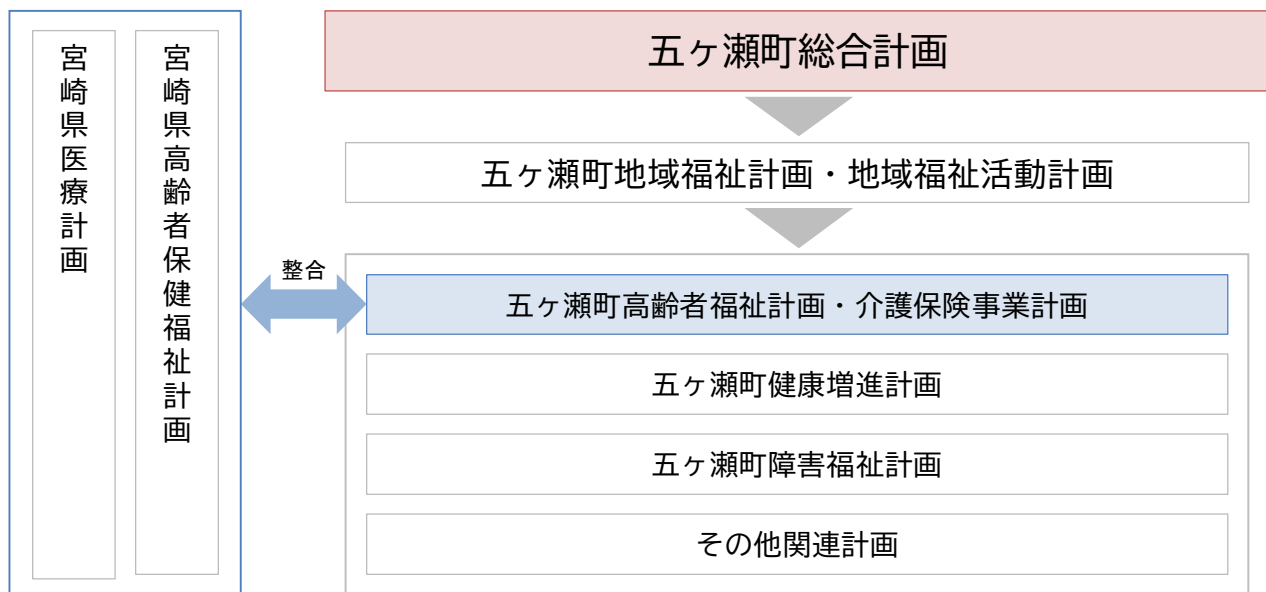
以上の状況を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

高齢者福祉計画は「老人福祉法第20条の8第1項」、介護保険事業計画は「介護保険法第117条第1項」により規定され、それぞれはお互い整合性をもって作成することとされており、高齢者に関する施策全般の計画として、その内容において介護保険事業計画を包含するもので、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

介護保険事業計画は、地域における要介護者等の人数やサービスの利用移行等を勘案して、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込み量の確保のための方策等を定めるものです。

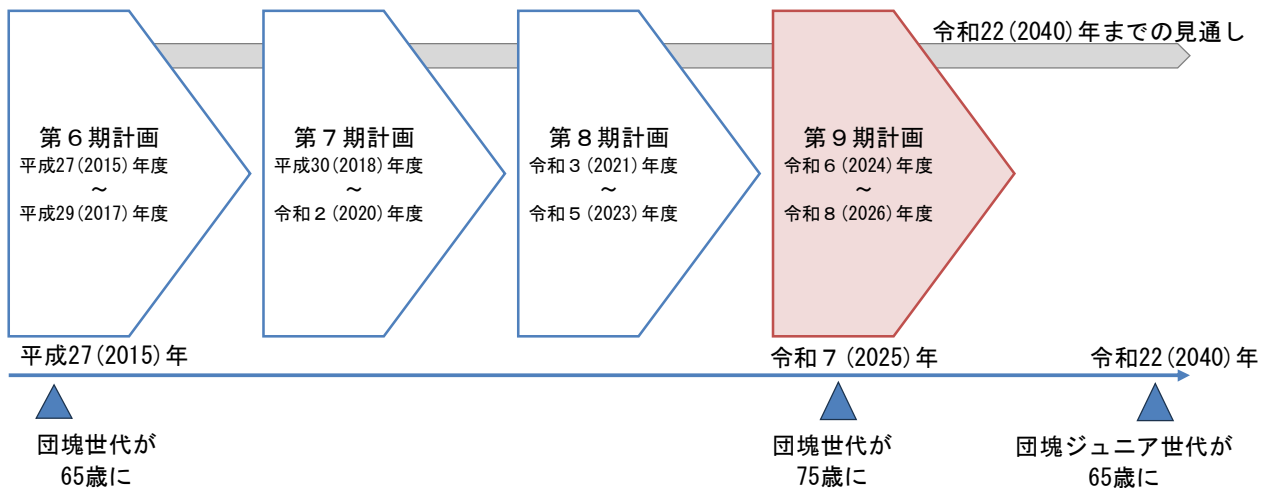
また、町の行政運営指針の最上位計画である「五ヶ瀬町総合計画」におけるまちづくりの理念等を踏まえた上で、高齢者福祉分野の個別計画として策定します。さらに、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、宮崎県医療計画との整合性を確保します。



3 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和6年度から令和8年度までとします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



4 計画の策定方法

(1) 五ヶ瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

被保険者をはじめとする住民代表及び保健・医療・福祉関係者により構成された「五ヶ瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、計画案について、協議、検討を行いました。

(2) 各種調査等の実施

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として実施しました。

② 在宅介護実態調査

「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を計画に盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

③ 介護人材実態調査

介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討することを目的として実施しました。

④ 居所変更実態調査

過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的として実施しました。

⑤ 在宅生活改善調査

「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討することを目的として実施しました。

(3) パブリックコメント

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和6年1月26日から2月2日までパブリックコメントを実施しました。

5 介護保険制度の改正経緯

介護を家族だけでなく、社会全体で支える仕組みとして、平成12（2000）年に介護保険制度が創設されました。平成24（2012）年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始され、平成27（2015）年には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、要支援者向けの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。平成30（2018）年には、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されました。令和3（2021）年には、市町村の包括的な支援体制の構築の支援や医療・介護のデータ基盤の整備の推進が位置付けられました。

介護保険制度の主な改正の経緯

第1期 (平成12年度～)	平成12年4月 介護保険法施行
第2期 (平成15年度～)	平成17年改正(平成18年4月等施行) ○介護予防の重視(要支援者への給付を介護予防給付に。地域包括支援センターを創設、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施) ○小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定 など
第3期 (平成18年度～)	平成20年改正(平成21年5月施行) ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化等
第4期 (平成21年度～)	平成23年改正(平成24年4月等施行) ○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日) ○医療的ケアの制度化。介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護
第5期 (平成24年度～)	平成26年改正(平成27年4月等施行) ○地域医療介護総合確保基金の創設 ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等) ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ○低所得の第1号被保険者の保険料の軽減割合を拡大、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ(平成27年8月) 等 ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化
第6期 (平成27年度～)	平成29年改正(平成30年4月等施行) ○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設 ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入 など
第7期 (平成30年度～)	令和2年改正(令和3年4月施行) ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進
第8期 (令和3年度～)	

出典：厚生労働省資料

6 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

国から提示された第9期介護保険事業計画基本指針のポイントは下記のとおりです。

(1) 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えること
- 高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年には、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急減が見込まれること
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で介護保険事業（支援）計画を定める重要性があること

(2) 見直しのポイント

① 介護サービス基盤の計画的な整備

ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

イ) 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

ア) 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

イ) デジタル技術の活用

- 介護事業所間や医療・介護間で連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

ウ) 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

7 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

介護が必要となっても住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、第9期計画についても第8期計画に引き続き、町全体を1つを日常生活圏域として設定します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

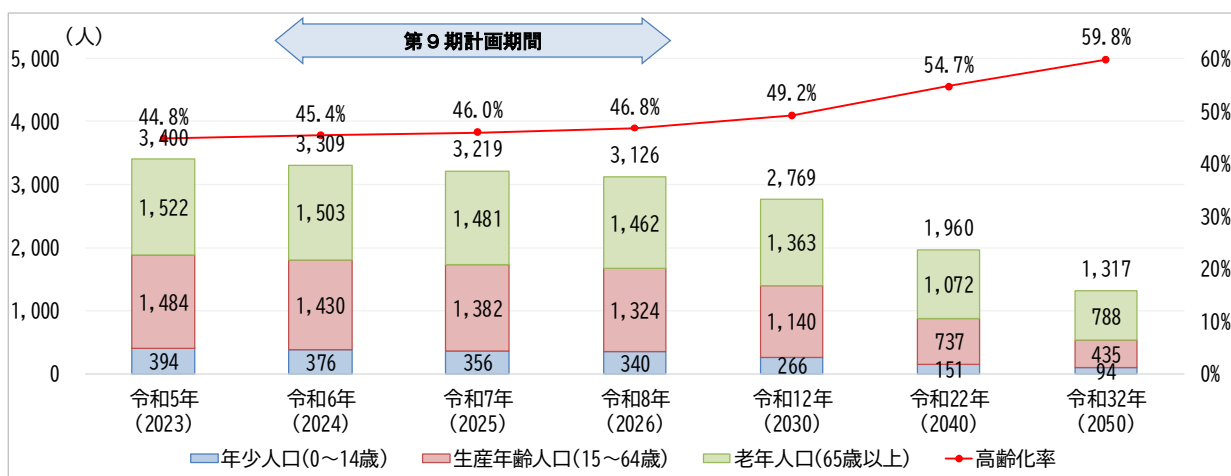
1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

本町の総人口は令和5年で3,400人となっており、65歳以上の老年人口は1,522人、総人口に占める割合は44.8%となっています。

コーホート変化率法※による推計によると、総人口は減少し続け、令和22(2040)年には総人口1,960人、高齢化率54.7%となることが予測されています。

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

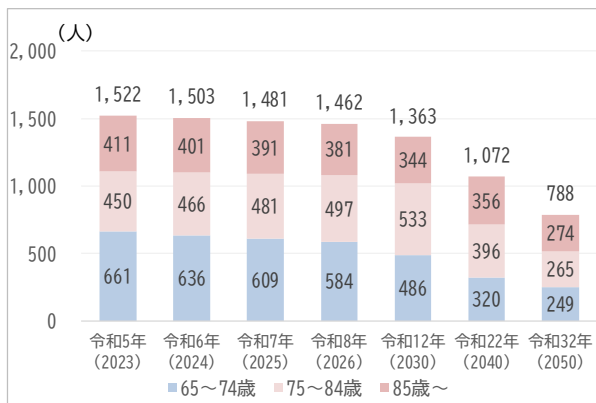


出典：住民基本台帳（令和5年）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～）

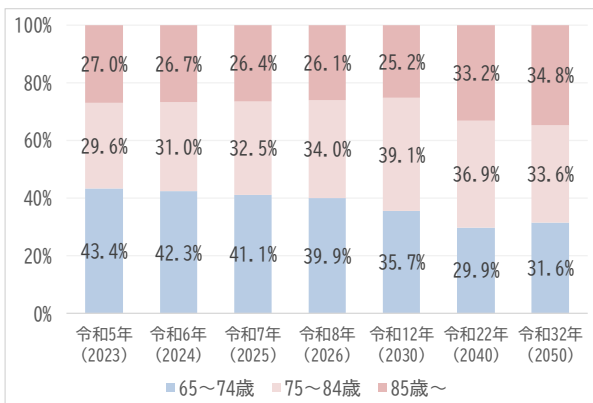
(2) 高齢者年齢3区分別人口、構成の推移及び推計

今後75歳以上の後期高齢者の構成割合が上昇していく推計となっており、令和22(2040)年の後期高齢者は752人、構成割合は70.1%（うち75～84歳36.9%、85歳以上33.2%）となることが予測されています。

【高齢者年齢3区分別人口の推移】



【高齢者年齢3区分別構成割合の推移】



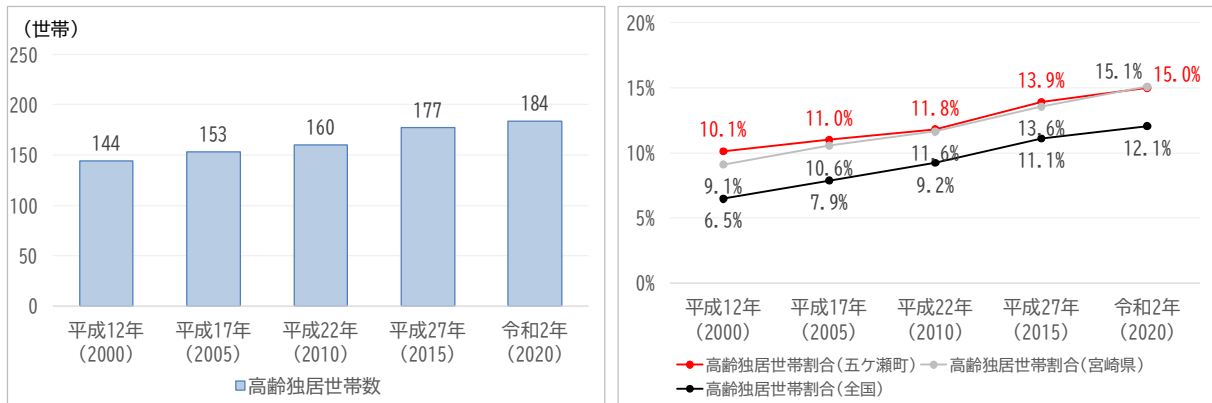
出典：住民基本台帳（令和5年）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～）

(3) 高齢世帯の推移

① 高齢独居世帯の状況

本町の高齢独居世帯数は令和2（2020）年で184世帯となっています。

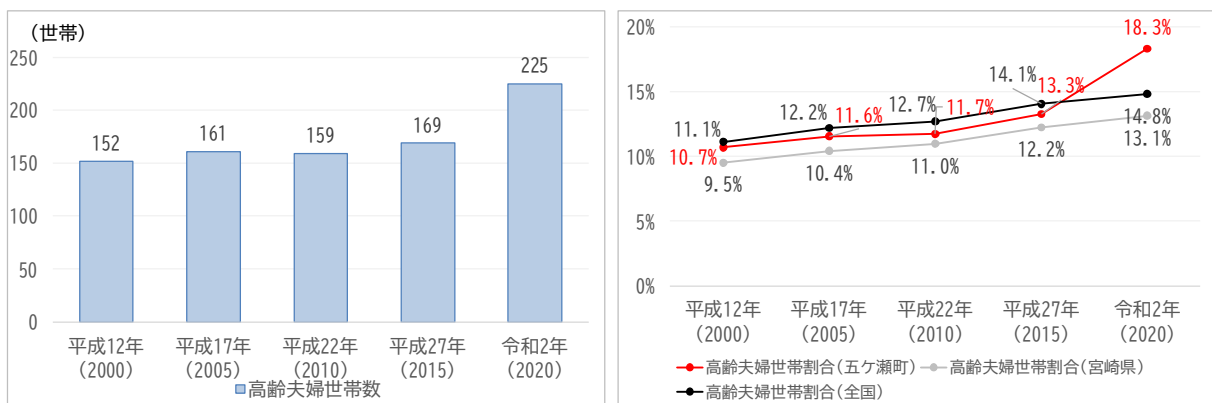
高齢独居世帯割合は令和2（2020）年で15.0%となっており、上昇傾向となっています。また、全国平均と比較し高くなっています。



② 高齢夫婦世帯の状況

本町の高齢夫婦世帯数（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数）は令和2（2020）年で225世帯となっています。

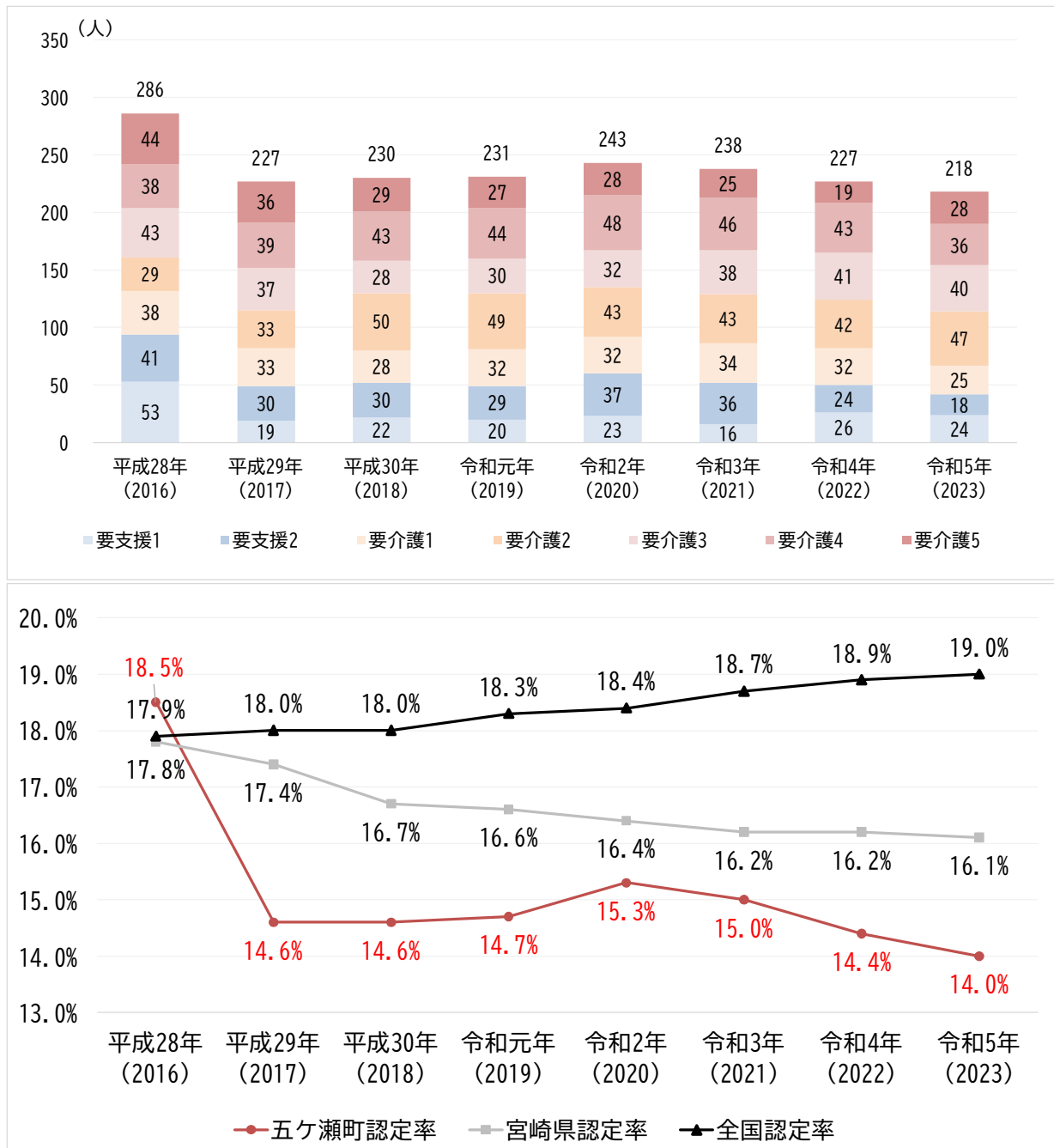
高齢夫婦世帯割合は令和2（2020）年で18.3%となっており、上昇傾向となっています。また、全国平均、宮崎県平均と比較し高くなっています。



2 要介護（要支援）認定者等の状況

（1）要介護（要支援）認定者数の推移

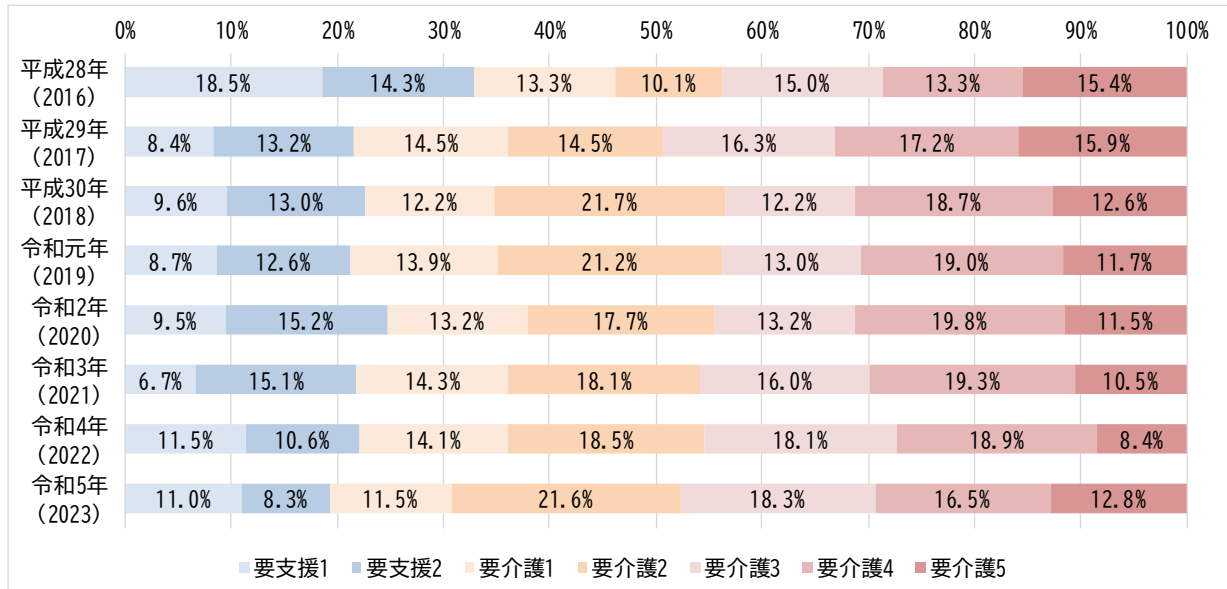
令和5年3月時点での本町の要介護（要支援）認定者は218人、第1号被保険者に占める要介護認定率は14.0%で全国、宮崎県平均を下回っています。



(2) 要介護度別認定者割合の推移

令和5年3月時点での本町の要介護度別認定者割合をみると、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が52.4%、重度（要介護3～5）47.6%となっています。

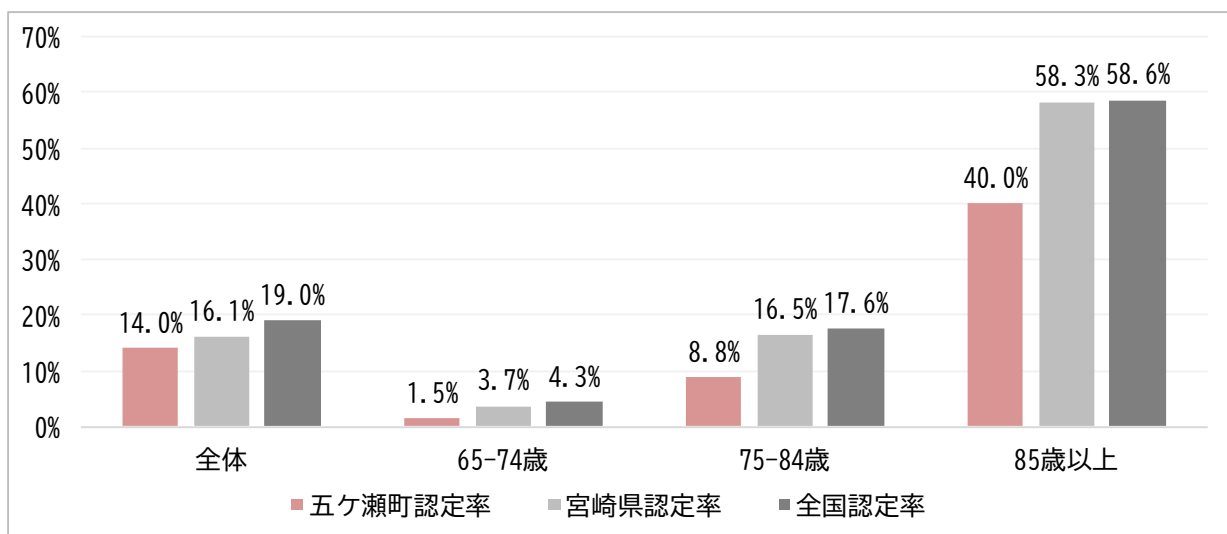
平成28（2016）年と令和5（2023）年の比較で、認定者割合のうち軽度者が3.8%減少し、重度者は3.9%の増加となっています。



出典：見える化システム

(3) 年齢3区分別認定者割合

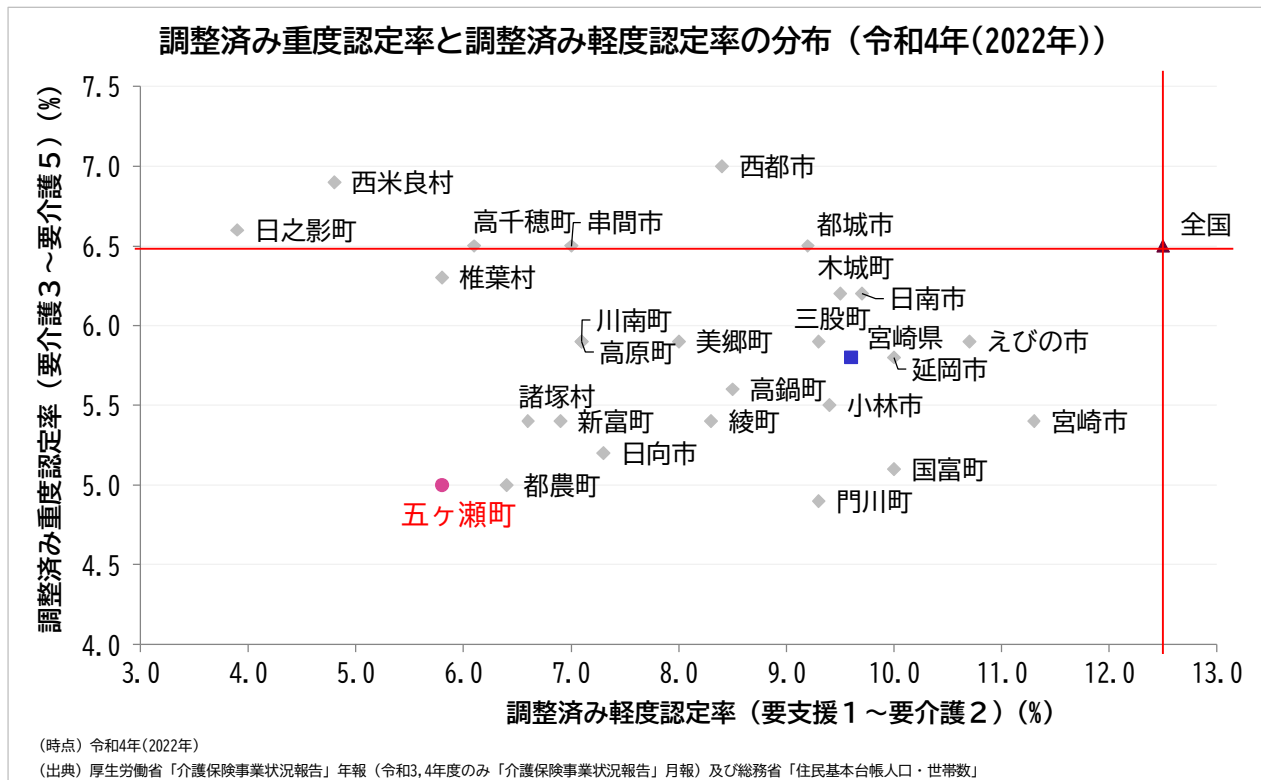
令和5年3月時点での認定者割合は、65～74歳が1.5%、75～84歳が8.8%、85歳以上が40.0%で、全ての年齢区分で全国、宮崎県平均を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告（令和5年3月月報）

(4) 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布

本町の調整済み「軽度（要支援1～要介護2）認定率」と「重度（要介護3～要介護5）認定率」の状況をみると、重度認定率、軽度認定率のいずれも全国、宮崎県平均を下回っています。



出典：見える化システム

※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

※ 調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。

一般的に後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることがわかっています。第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域も、ある地域又は全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。後期高齢者の割合が高い地域の認定率は、調整することで下がります。

(5) 介護有病状況

① 国保データ

「心臓病」、「高血圧症」、「筋・骨格」、「精神」、「アルツハイマー病」の割合が全国、宮崎県平均を上回っています。

	五ヶ瀬町	宮崎県	全国
心臓病	64.5%	64.3%	60.3%
高血圧症	59.9%	57.0%	53.3%
筋・骨格	58.4%	55.9%	53.4%
精神	44.6%	42.2%	36.8%
脳疾患	24.4%	27.1%	22.6%
脂質異常症	23.0%	29.0%	32.6%
アルツハイマー病	21.8%	20.8%	18.1%
糖尿病	15.3%	22.2%	24.3%
がん	10.0%	10.5%	11.8%

出典：KDB データ（令和4年度）

② 後期高齢者データ

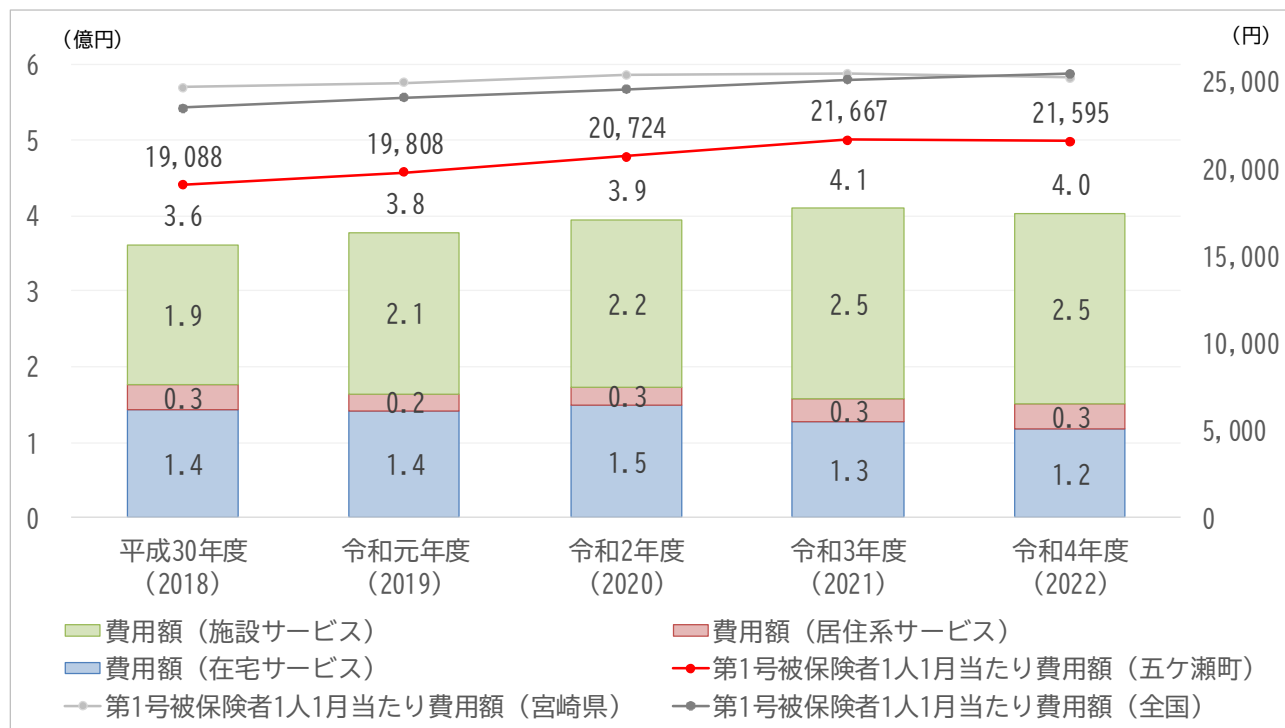
「精神」、「アルツハイマー病」の割合が全国、宮崎県平均を上回っています。

	五ヶ瀬町	宮崎県	全国
心臓病	63.0%	64.5%	60.8%
高血圧症	57.3%	57.4%	53.9%
筋・骨格	53.9%	56.4%	54.0%
精神	43.6%	42.0%	36.9%
脂質異常症	23.5%	29.6%	33.3%
脳疾患	22.2%	26.7%	22.4%
アルツハイマー病	20.6%	20.3%	17.9%
糖尿病	14.9%	22.5%	24.7%
がん	7.7%	10.7%	12.0%

出典：KDB データ（令和4年度）

3 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額等の推移

本町の令和4（2022）年度の介護費用額は4.0億円となっています。また、第1号被保険者1人1月当たり費用額は21,595円で全国、宮崎県平均を下回っています。



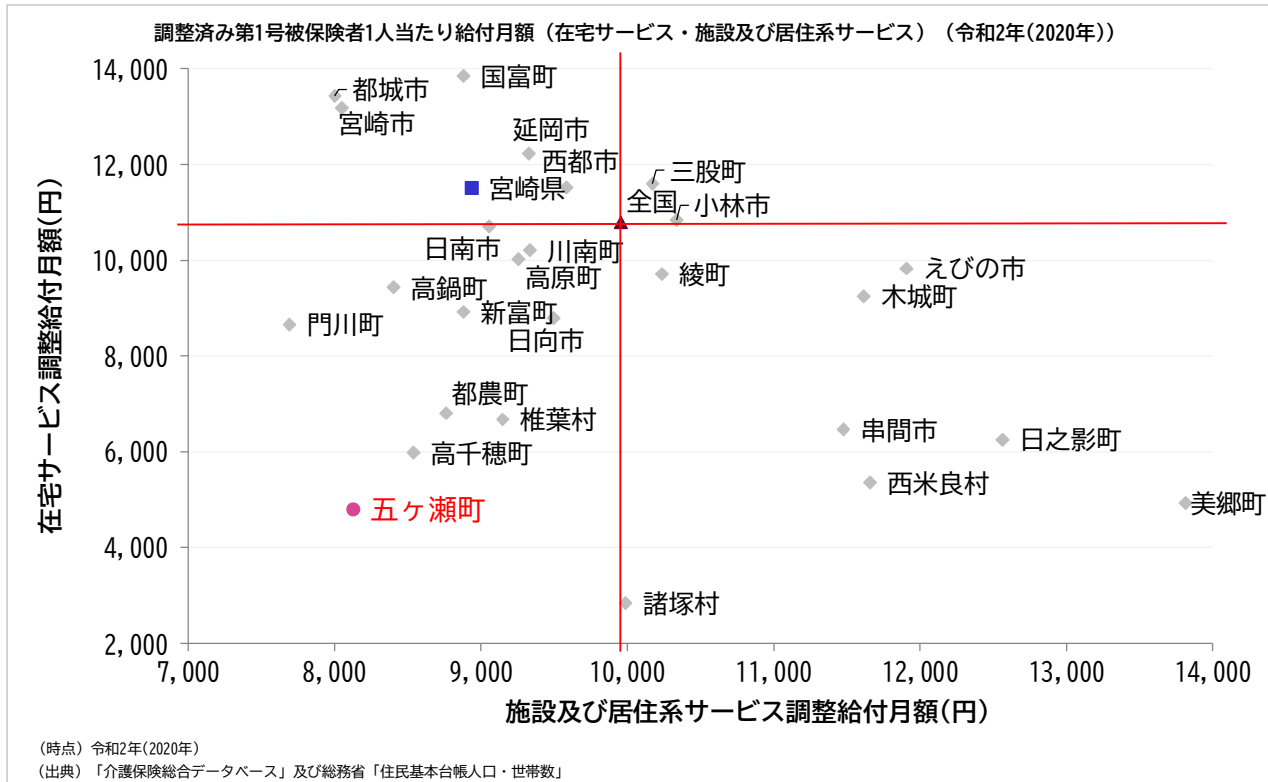
出典：見える化システム

※「施設サービス」、「居住系サービス」、「在宅サービス」の内訳

指標名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

4 第1号被保険者1人当たり給付月額の分布

本町の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額の状態をみると、施設及び居住系サービス、在宅サービスのいずれも全国、宮崎県平均を下回っています。



出典：見える化システム

※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

※ 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が全国平均よりも高い地域は、調整を行っていない給付月額より調整済み給付月額が低くなる傾向があります。

5 第8期計画の進捗状況

(1) 第1号被保険者数等

令和3（2021）年の第1号被保険者数を除き、計画値を下回って推移しています。

		第8期					
		R3			R4		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数	(人)	1,569	1,575	100.4%	1,568	1,563	99.7%
要介護認定者数	(人)	244	243	99.6%	243	223	91.8%
要介護認定率	(%)	15.6	15.4	99.2%	15.5	14.3	92.1%
総給付費	(円)	426,966,000	370,072,551	86.7%	434,735,000	363,243,373	83.6%
施設サービス給付費	(円)	233,034,000	226,279,439	97.1%	238,010,000	226,507,941	95.2%
居住系サービス給付費	(円)	38,188,000	28,661,409	75.1%	38,208,000	29,508,516	77.2%
在宅サービス給付費	(円)	155,744,000	115,131,703	73.9%	158,517,000	107,226,916	67.6%
第1号被保険者1人当たり給付費	(円)	272,126.2	234,966.7	86.3%	277,254.5	232,401.4	83.8%

出典：見える化システム

(2) 各サービスの給付費

施設サービスの介護老人保健施設、在宅サービスの短期入所療養介護（老健）を除き、概ね計画値を下回って推移しています。

			第8期					
			R3			R4		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	小計	(円)	233,034,000	226,279,439	97.1%	238,010,000	226,507,941	95.2%
	介護老人福祉施設	(円)	130,346,000	115,556,067	88.7%	130,418,000	109,843,776	84.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	介護老人保健施設	(円)	16,916,000	20,466,915	121.0%	16,926,000	23,586,267	139.3%
	介護医療院	(円)	25,973,000	49,913,712	192.2%	90,666,000	57,131,820	63.0%
	介護療養型医療施設	(円)	59,799,000	40,342,745	67.5%	0	35,946,078	-
居住系サービス	小計	(円)	38,188,000	28,661,409	75.1%	38,208,000	29,508,516	77.2%
	特定施設入居者生活介護	(円)	10,663,000	8,591,967	80.6%	10,668,000	8,313,624	77.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	(円)	27,525,000	20,069,442	72.9%	27,540,000	21,194,892	77.0%
在宅サービス	小計	(円)	155,744,000	115,131,703	73.9%	158,517,000	107,226,916	67.6%
	訪問介護	(円)	29,170,000	14,156,010	48.5%	30,220,000	11,218,311	37.1%
	訪問入浴介護	(円)	6,104,000	6,640,155	108.8%	6,107,000	5,320,044	87.1%
	訪問看護	(円)	2,187,000	1,735,767	79.4%	2,189,000	1,255,014	57.3%
	訪問リハビリテーション	(円)	602,000	502,623	83.5%	602,000	0	0.0%
	居宅療養管理指導	(円)	942,000	393,183	41.7%	1,039,000	712,305	68.6%
	通所介護	(円)	29,133,000	15,877,296	54.5%	30,457,000	31,086,783	102.1%
	地域密着型通所介護	(円)	45,825,000	37,652,578	82.2%	45,850,000	18,596,691	40.6%
	通所リハビリテーション	(円)	1,386,000	2,106,171	152.0%	1,386,000	1,096,182	79.1%
	短期入所生活介護	(円)	14,035,000	10,148,760	72.3%	14,042,000	11,604,130	82.6%
	短期入所療養介護（老健）	(円)	1,564,000	1,985,337	126.9%	1,565,000	2,518,308	160.9%
	短期入所療養介護（病院等）	(円)	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	(円)	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	(円)	8,931,000	8,406,261	94.1%	9,147,000	7,509,768	82.1%
	特定福祉用具販売	(円)	323,000	286,848	88.8%	323,000	300,816	93.1%
	住宅改修	(円)	691,000	670,824	97.1%	691,000	391,347	56.6%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(円)	0	0	-	0	1,238,337	-
	夜間対応型訪問介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(円)	0	0	-	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援	(円)	14,851,000	14,569,890	98.1%	14,899,000	14,378,880	96.5%

出典：見える化システム

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

- ① 調査実施時期
令和5年1月から2月まで実施しました。
- ② 調査対象者及び実施方法
町内在住の65歳以上で、要介護認定を受けていない方を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。
- ③ 配布数・有効回答数・有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
800 人	603 人	75.4%

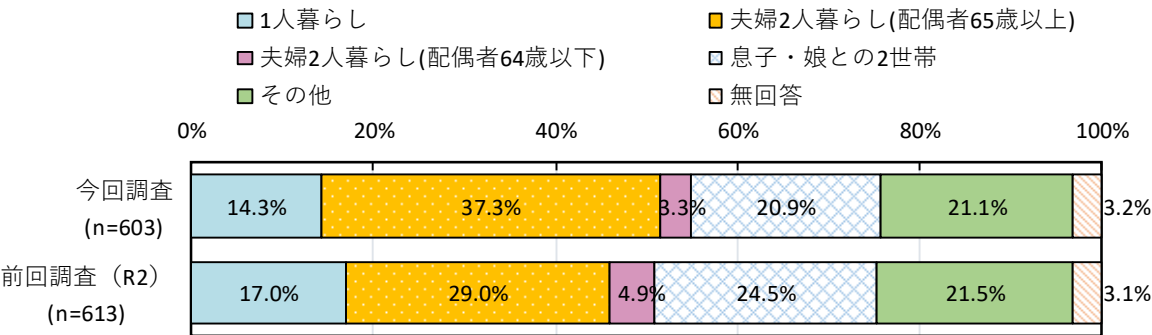
(2) 調査結果（抜粋）

※単一回答における構成比（％）は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100％と一致しない場合があります。

※構成比（％）は、回答人数を分母として算出しています。

※表記中のn＝は、回答者数を表しています。

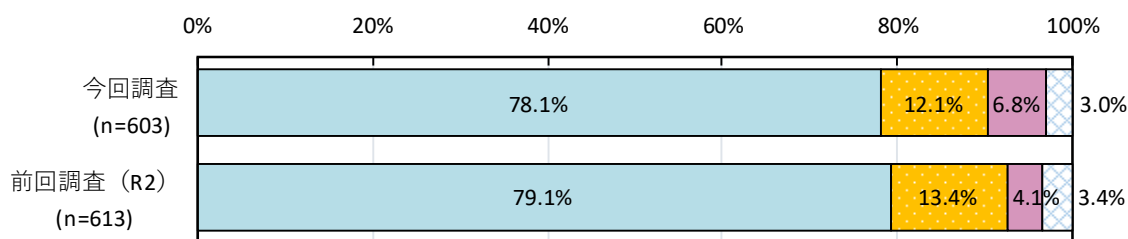
- ① 世帯構成
「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」37.3％が最も高く、次いで「その他」21.1％、「息子・娘との2世帯」20.9％となっています。



② 介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」78.1%が最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」12.1%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」6.8%となっています。

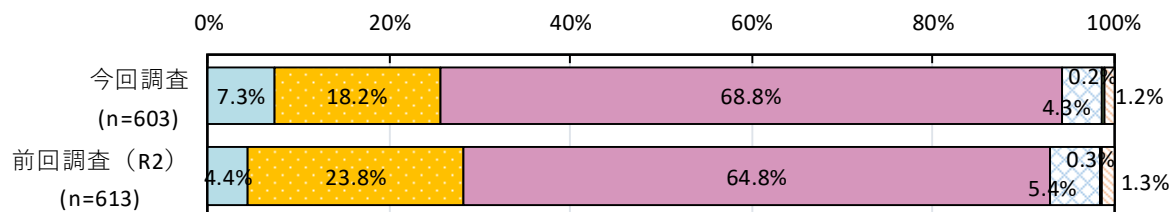
- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）
- 無回答



③ 経済的にみた現在の暮らしの状況

「ふつう」68.8%が最も高く、次いで「やや苦しい」18.2%、「大変苦しい」7.3%となっています。

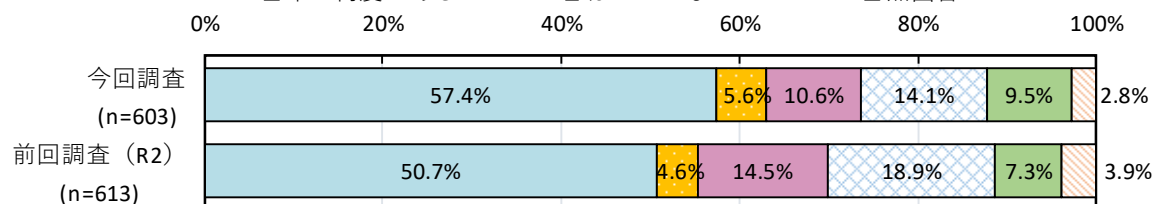
- 大変苦しい
- やや苦しい
- ふつう
- ややゆとりがある
- 大変ゆとりがある
- 無回答



④ 共食の機会

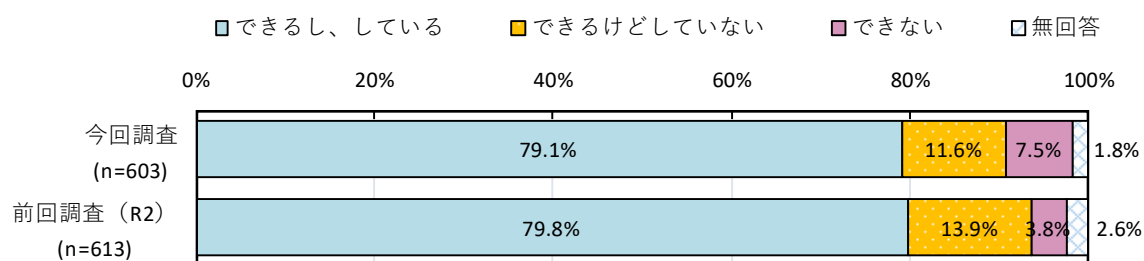
「毎日ある」57.4%が最も高く、次いで「年に何度かある」14.1%、「月に何度かある」10.6%となっています。

- 毎日ある
- 週に何度かある
- 月に何度かある
- 年に何度かある
- ほとんどない
- 無回答



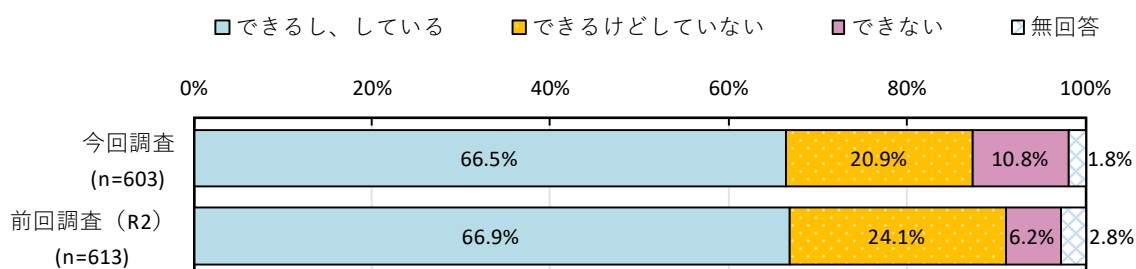
⑤ 自分で食品・日用品の買物をしているか

「できるし、している」79.1%が最も高く、次いで「できるけどしていない」11.6%、「できない」7.5%となっています。



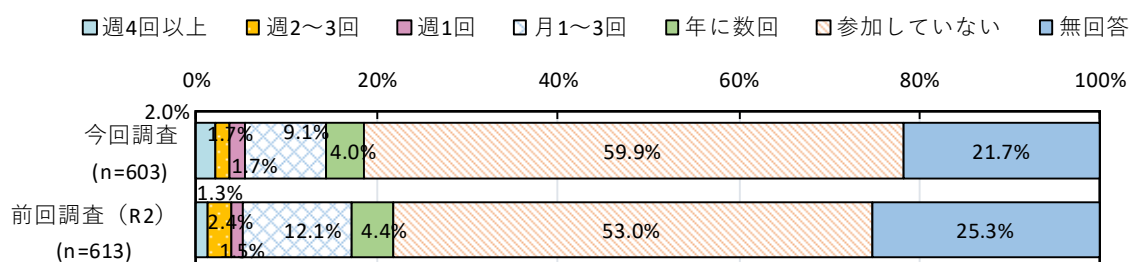
⑥ 自分で食事の用意をしているか

「できるし、している」66.5%が最も高く、次いで「できるけどしていない」20.9%、「できない」10.8%となっています。



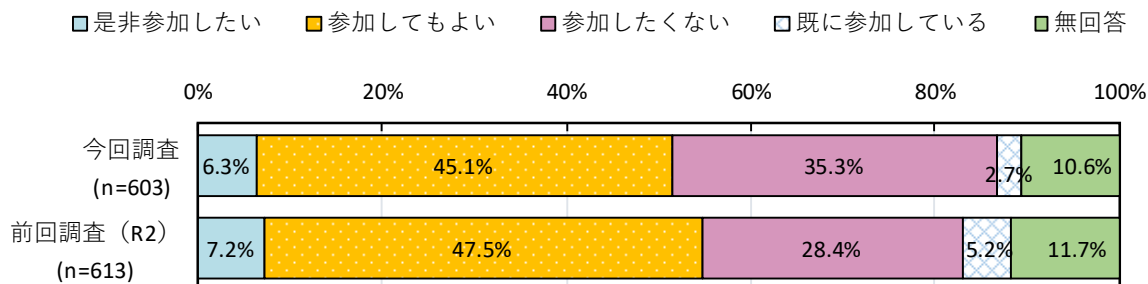
⑦ 介護予防のための通いの場に参加しているか

「参加していない」59.9%が最も高く、次いで「月1～3回」9.1%、「年に数回」4.0%となっています。



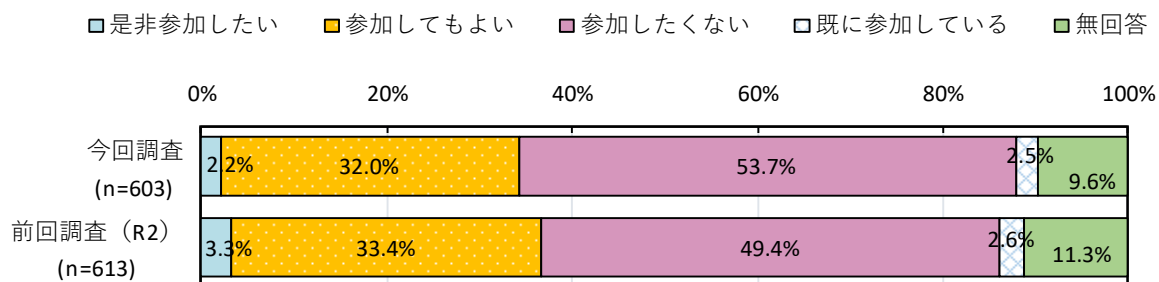
⑧ 住民主体のグループ活動への参加意向

「参加してもよい」45.1%が最も高く、次いで「参加したくない」35.3%、「是非参加したい」6.3%となっています。



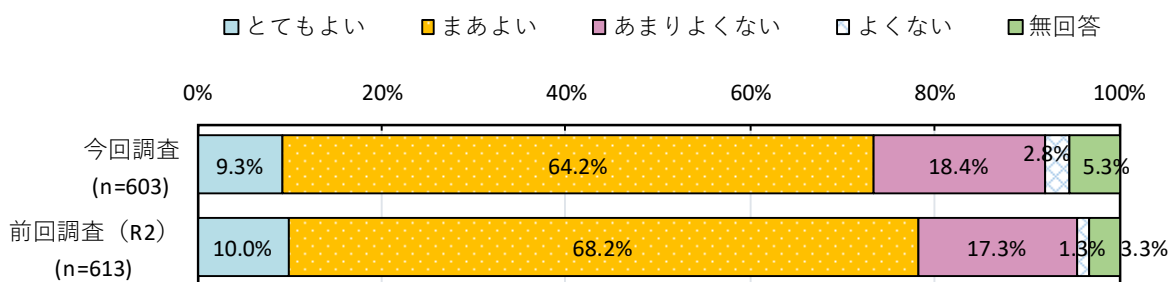
⑨ 住民主体のグループ活動での企画・運営（お世話役）の意向

「参加したくない」53.7%が最も高く、次いで「参加してもよい」32.0%、「既に参加している」2.5%となっています。



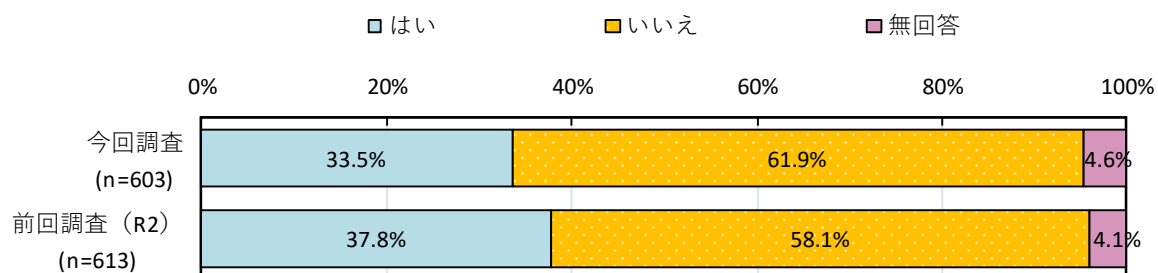
⑩ 健康状態

「まあよい」64.2%が最も高く、次いで「あまりよくない」18.4%、「とてもよい」9.3%となっています。



⑪ 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」33.5%、「いいえ」61.9%となっています。

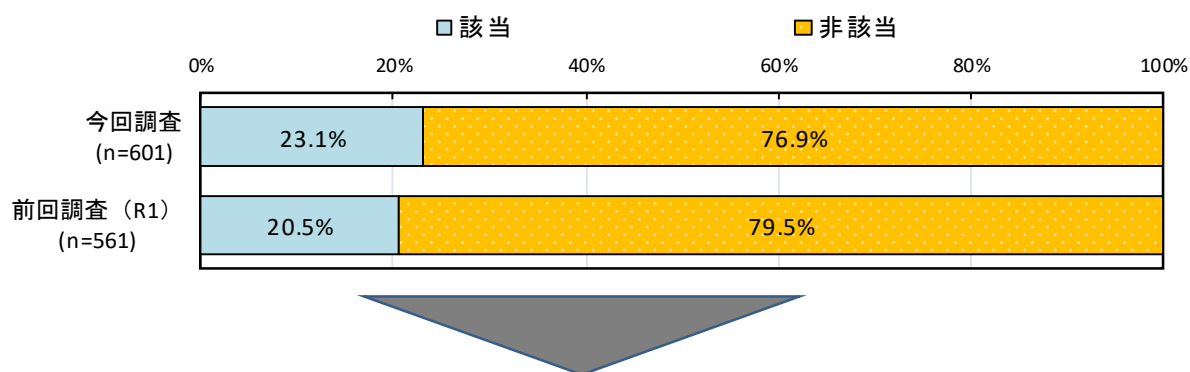


⑫ リスク判定

ア) 運動機能リスク

運動機能リスク判定については、「該当」23.1%、「非該当」76.9%となっています。

前回調査と比較すると、該当者割合が2.6ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 介護予防普及啓発事業

運動器機能の低下が見られる高齢者については、「介護予防普及啓発事業」で運動器機能の維持・向上を目指した支援を行います。

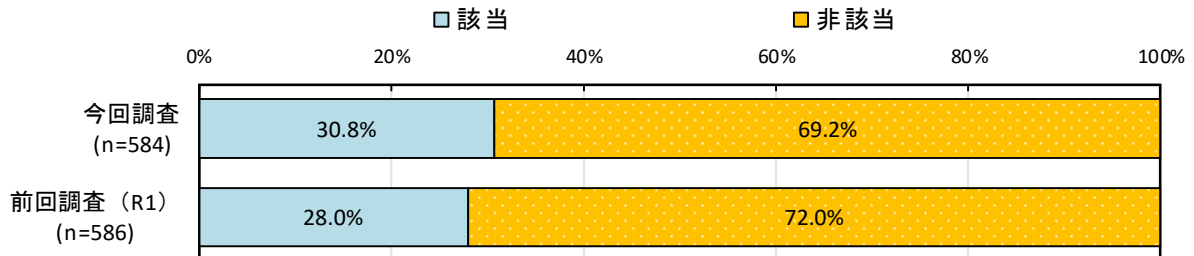
以下の設問のうち3問以上、該当する選択肢が回答された場合に、運動器機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15分位続けて歩いていますか	3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

イ) 閉じこもりリスク

閉じこもりリスク判定については、「該当」30.8%、「非該当」69.2%となっています。

前回調査と比較すると、該当者割合が2.8ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 社会活動への参加の推進

閉じこもり傾向にある高齢者については、「社会活動への参加の推進」の中で本人の意向に沿った支援を行います。

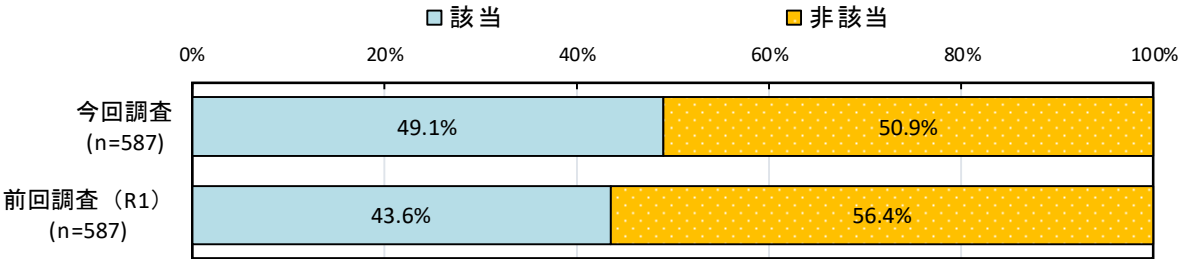
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、閉じこもり傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

ウ) 認知機能リスク

認知機能リスク判定については、「該当」49.1%、「非該当」50.9%となっています。

前回調査と比較すると、該当者割合が5.5ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 認知症施策の推進

認知機能の低下が見られる高齢者については、「認知症施策の推進」で本人に合った支援を行います。

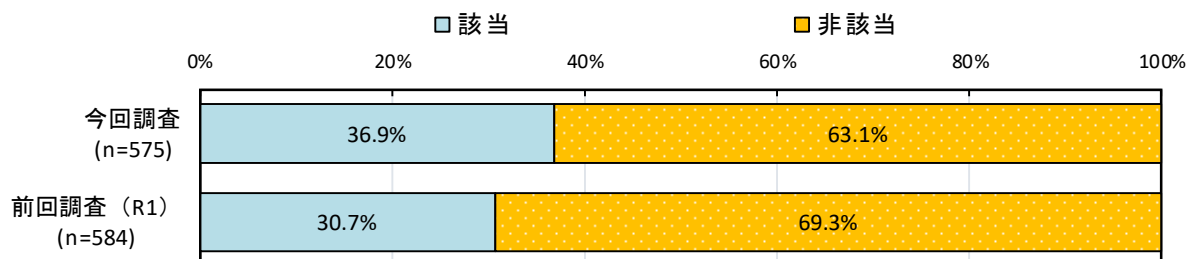
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、認知機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	1. はい

エ) うつ傾向

うつ傾向リスク判定については、「該当」36.9%、「非該当」63.1%となっています。

前回調査と比較すると、該当者割合が6.2ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 社会活動への参加の推進

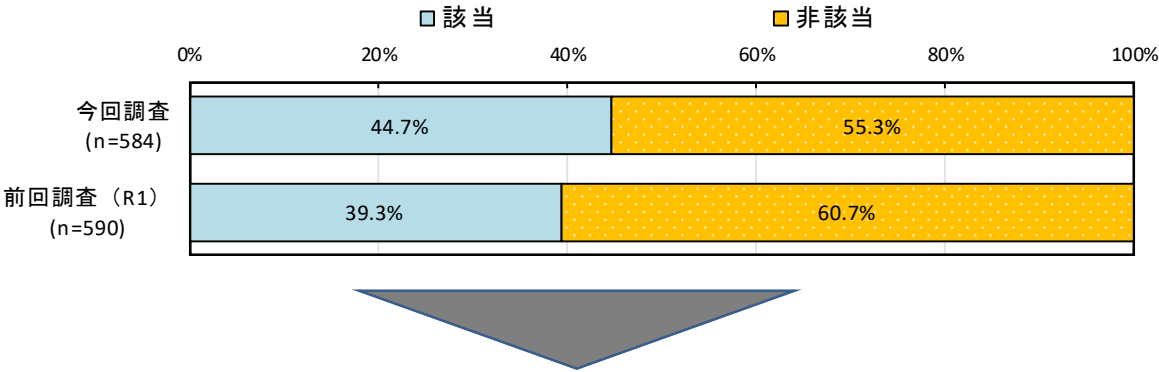
うつ傾向にある高齢者については、「社会活動への参加の推進」の中で本人の意向に沿った支援を行います。

以下の設問でいずれか1問でも、該当する選択肢が回答された場合に、うつ傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

オ) 転倒リスク

転倒リスク判定については、「該当」44.7%、「非該当」55.3%となっています。
前回調査と比較すると、該当者割合が5.4ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 介護予防普及啓発事業

転倒リスクのある高齢者については、「介護予防普及啓発事業」で運動器機能の維持・向上を目指した支援を行います。

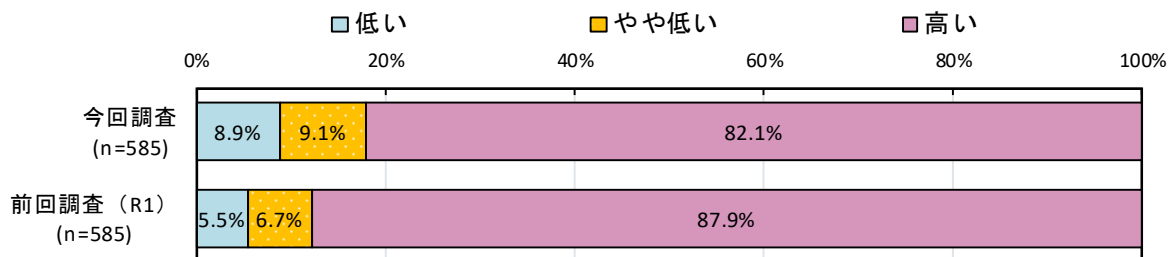
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に転倒リスクがあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある

カ) IADL（手段的日常生活能力）

IADL（手段的日常生活能力）については、「低い」8.9%、「やや低い」9.1%、「高い」82.1%となっています。

前回調査と比較すると、『低い』（「低い」と「やや低い」の合算）は18.0%となり、前回より5.8ポイント増加しています。



上記の判定結果から ⇒ 生活を支援するサービスの充実
介護予防普及啓発事業

IADLの低下が見られる高齢者については、「生活を支援するサービスの充実」、「介護予防普及啓発事業」で本人に合った支援を行います。

以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない
自分で食品・日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	

7 在宅介護実態調査結果

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和3年11月から令和4年12月まで実施しました。

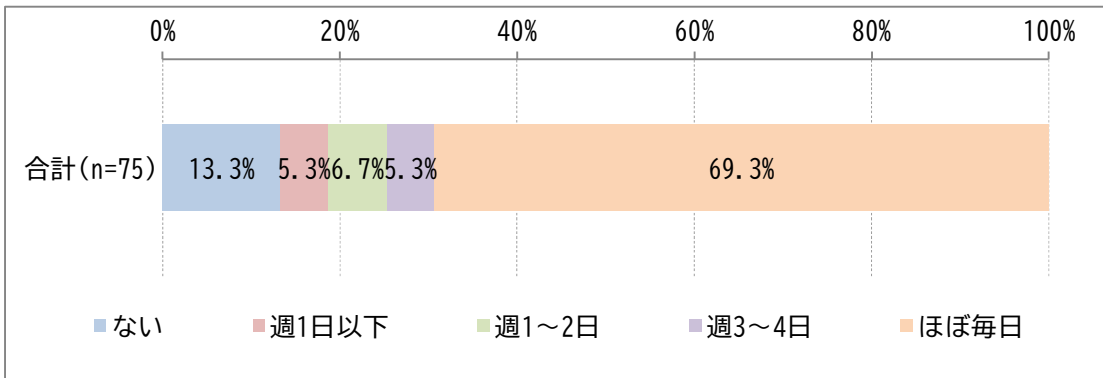
② 調査対象者及び回答数

65歳以上の要介護認定を受けている方で、介護保険施設に入所していない方を対象とし、76人から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

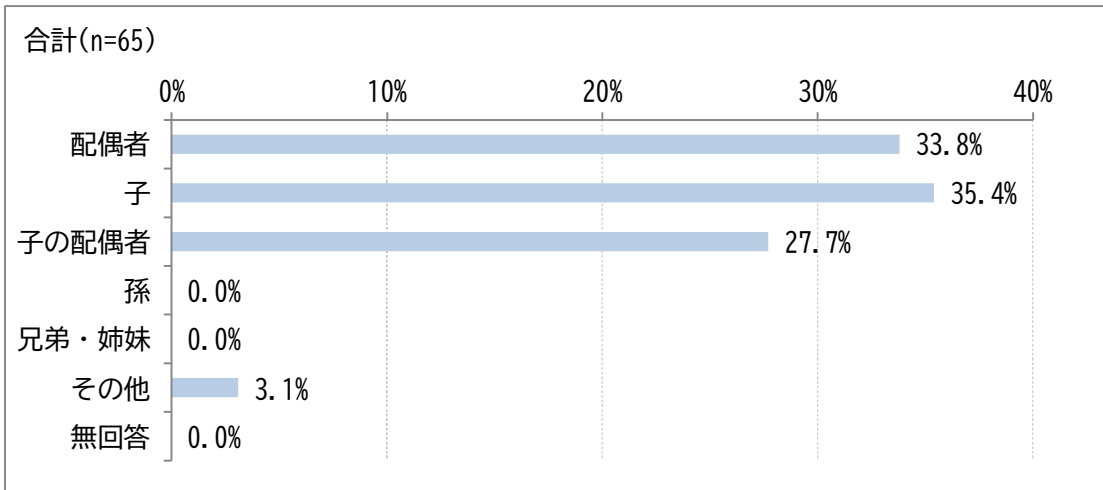
① 家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日」69.3%が最も高く、次いで「ない」32.0%、「週1～2日」6.7%となっています。



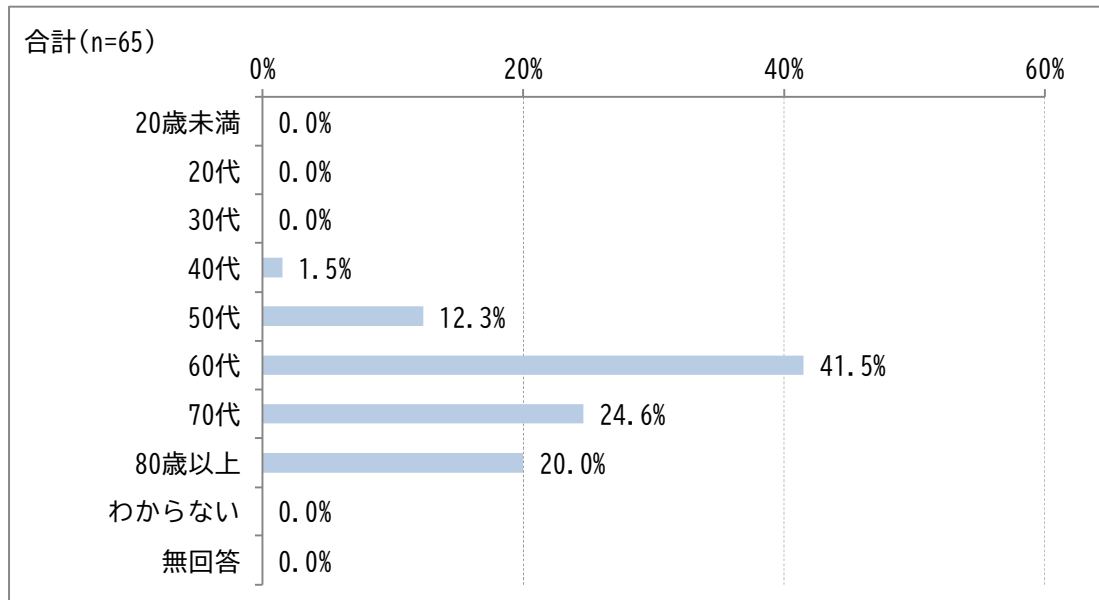
② 主な介護者

「子」35.4%が最も高く、次いで「配偶者」33.8%、「子の配偶者」27.7%となっています。



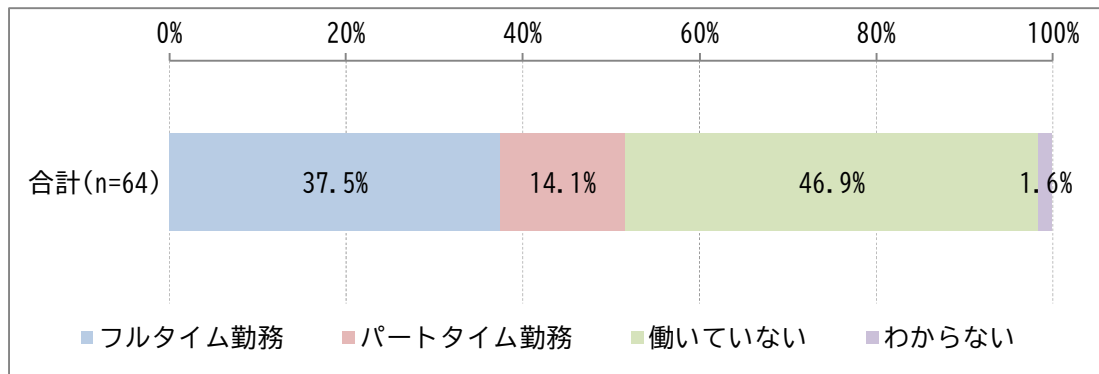
③ 主な介護者の年齢

「60代」41.5%が最も高く、次いで「70代」24.6%、「80歳以上」20.0%となっています。



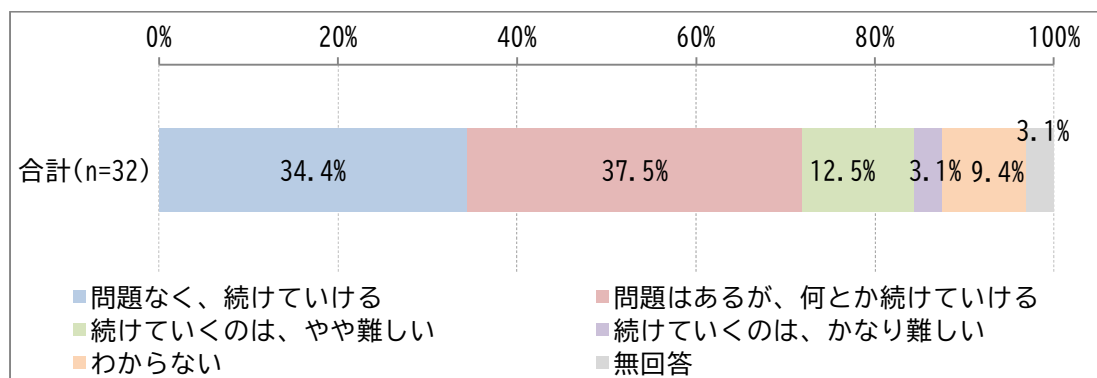
④ 主な介護者の勤務形態

「働いていない」46.9%が最も高く、次いで「フルタイム勤務」37.5%、「パートタイム勤務」14.1%となっています。



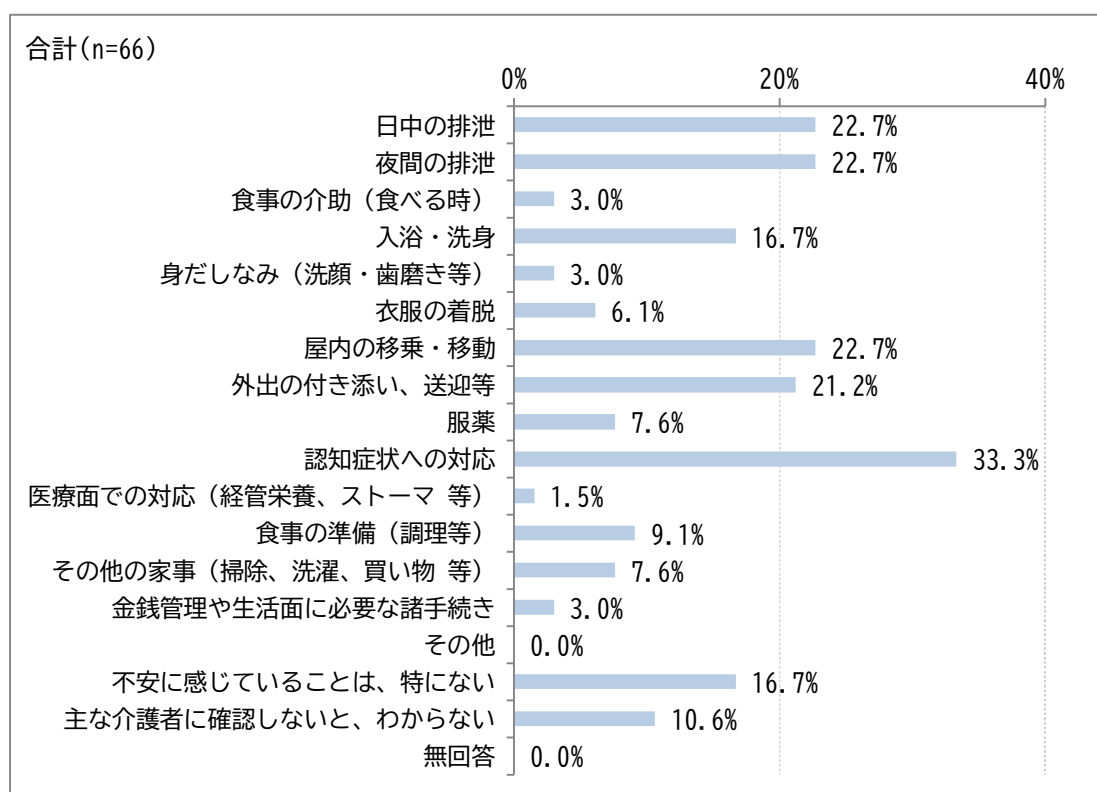
⑤ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題はあるが、何とか続けていける」37.5%が最も高く、次いで「問題なく、続けていける」34.4%、「続けていくのは、やや難しい」12.5%となっています。



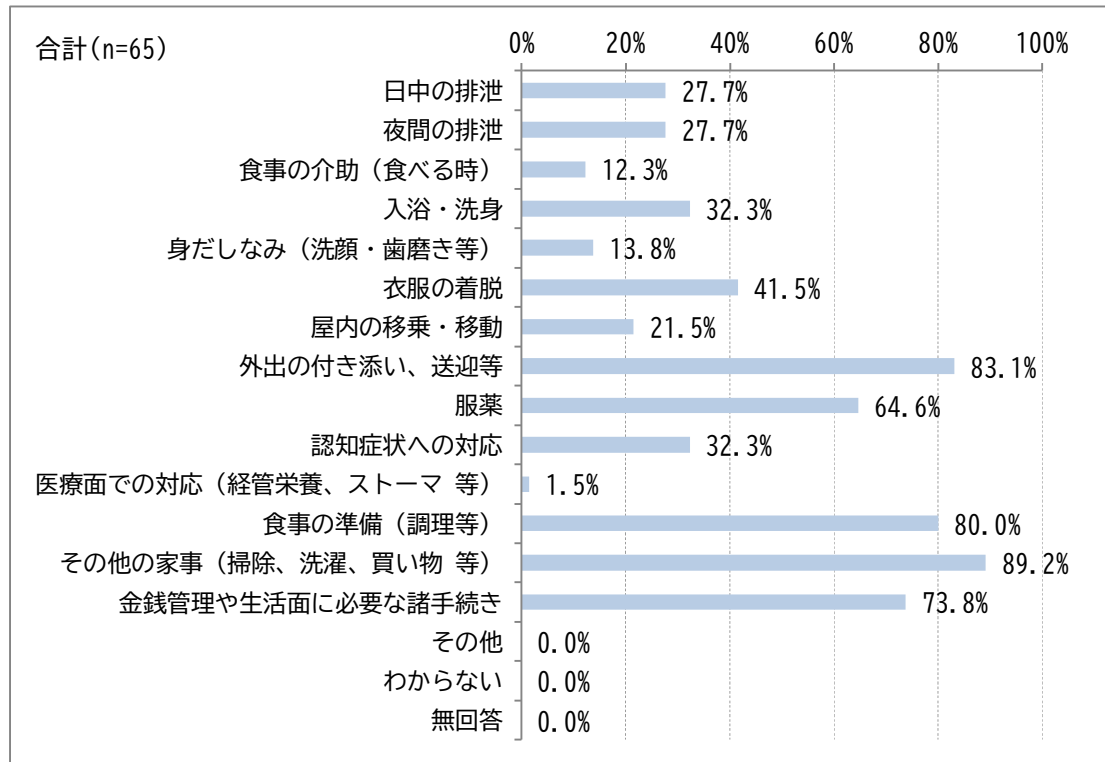
⑥ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」33.3%が最も高く、次いで「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」22.7%となっています。



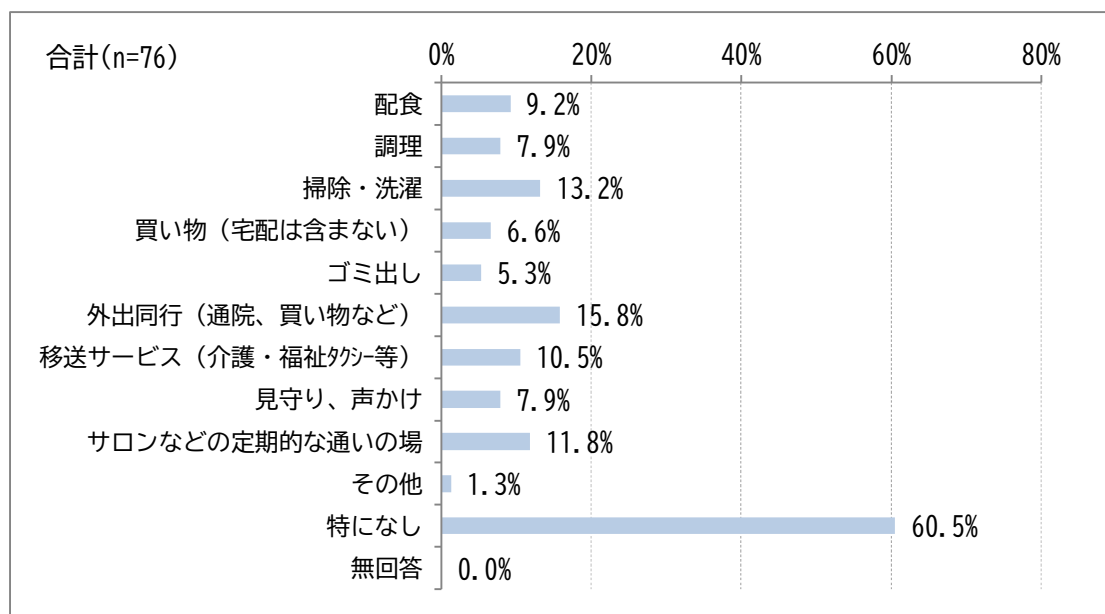
⑦ 主な介護者が行っている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」89.2%が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」83.1%、「食事の準備（調理等）」80.0%となっています。



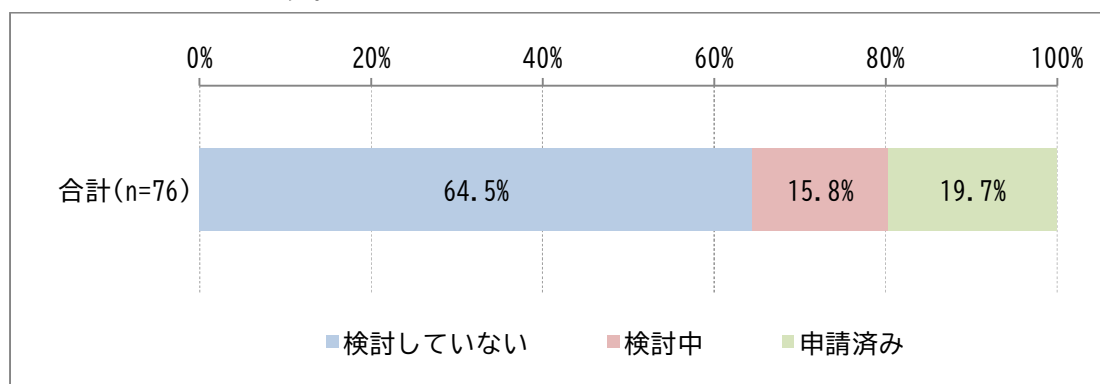
⑧ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「特になし」60.5%が最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」15.8%、「掃除・洗濯」13.2%となっています。



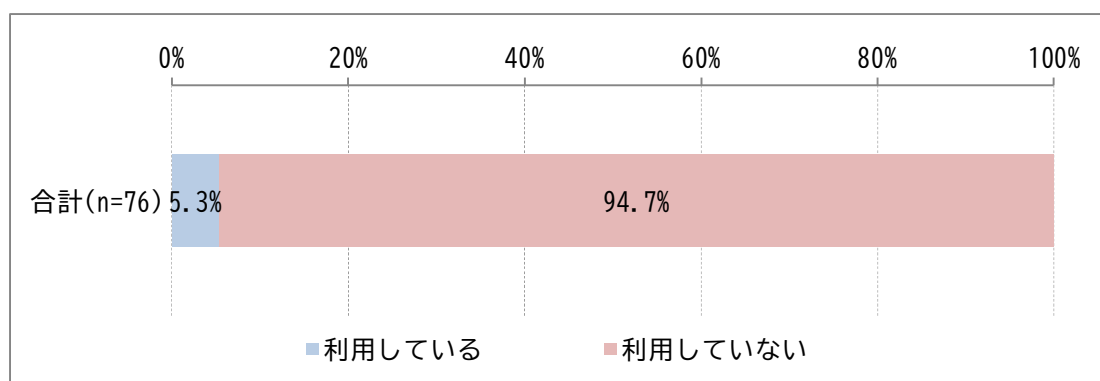
⑨ 施設等検討の状況

「検討していない」64.5%が最も高く、次いで「申請済み」19.7%、「検討中」15.8%となっています。



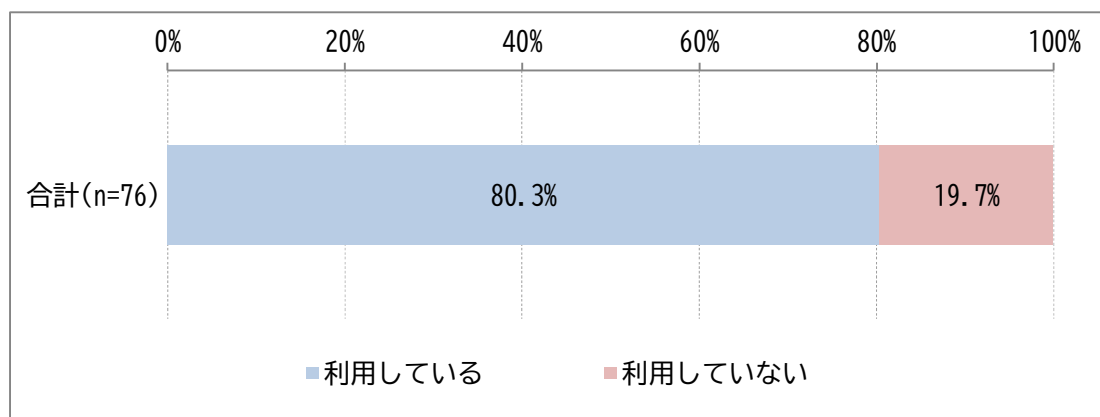
⑩ 訪問診療の利用の有無

「利用していない」が94.7%、「利用している」が5.3%となっています。



⑪ 介護保険サービスの利用の有無

「利用している」が80.3%、「利用していない」が19.7%となっています。



8 介護人材実態調査結果

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和5年8月に実施しました。

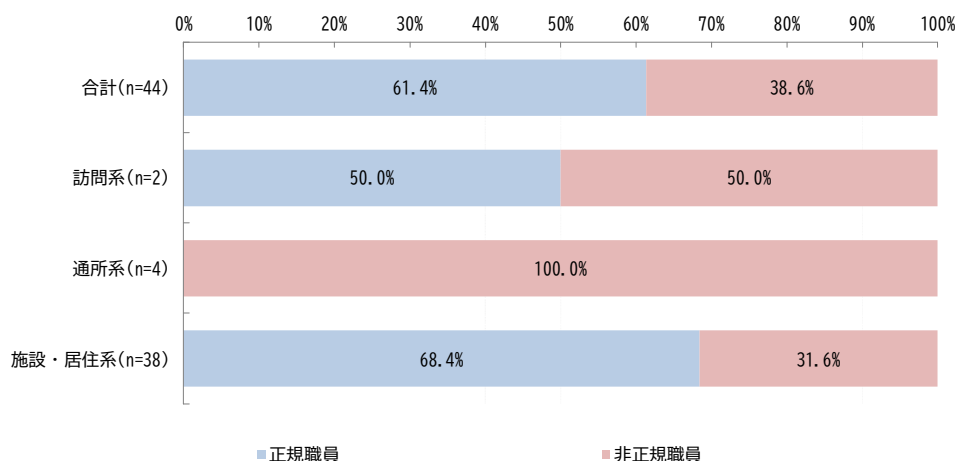
② 調査対象事業所及び回答数

町内にある介護老人福祉施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、住宅型有料老人ホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所を対象とし、6事業所から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

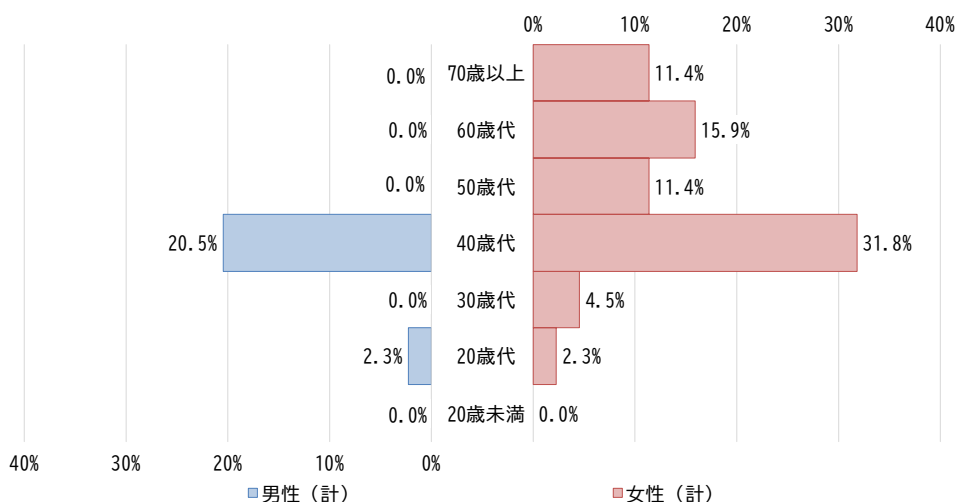
① 正規職員、非正規職員の状況

全体で正規職員が61.4%、非正規職員が38.6%となっています。



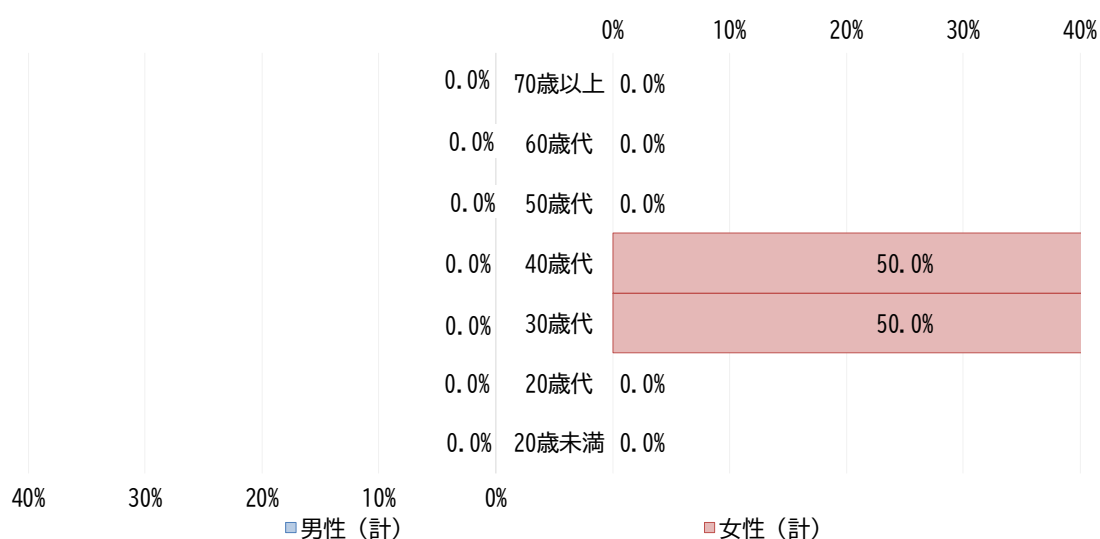
② 介護職員全体の性別年代別構成割合

「40歳代女性」31.8%が最も高く、次いで「40歳代男性」20.5%、「60歳代女性」15.9%となっています。



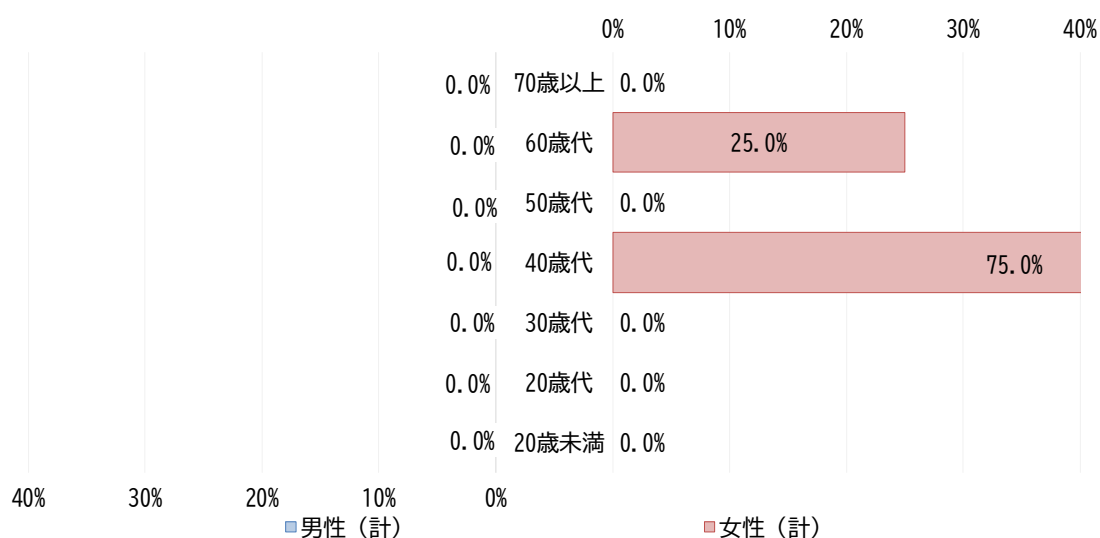
③ 訪問系介護職員の性別年代別構成割合

「30 歳代女性」、「40 歳代女性」が 50.0%となっています。



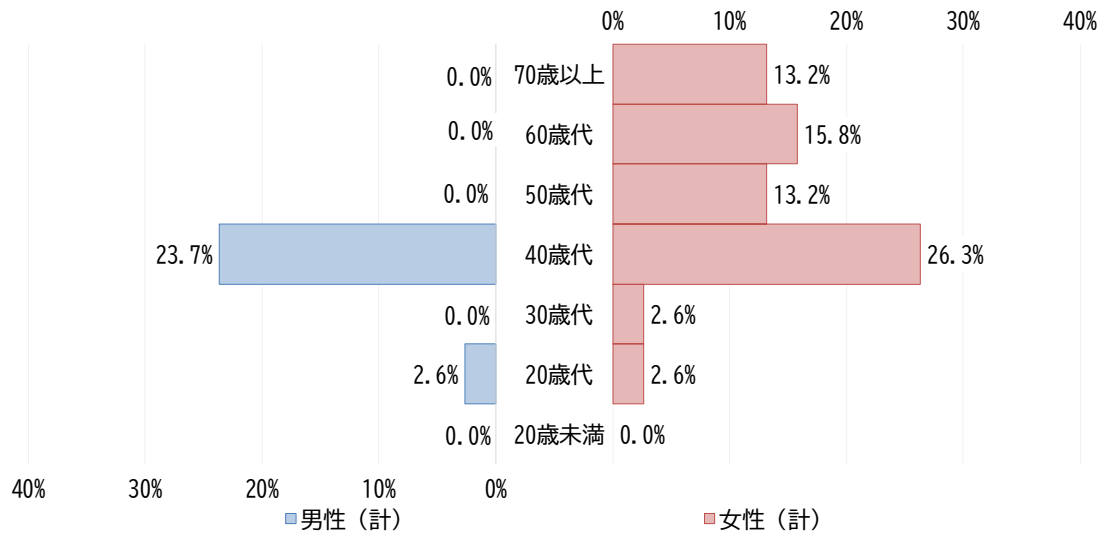
④ 通所系介護職員の性別年代別構成割合

「40 歳代女性」が 75.0%、「60 歳代女性」が 25.0%となっています。



⑤ 施設・居住系介護職員の性別年代別構成割合

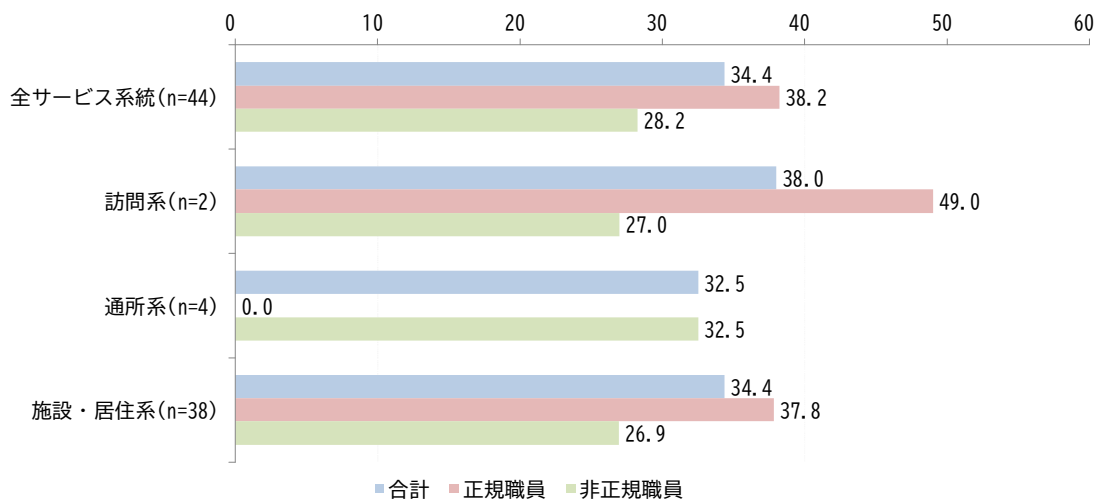
「40歳代女性」26.3%が最も高く、次いで「40歳代男性」23.7%、「60歳代女性」15.8%となっています。



⑥ 職員1人当たりの1週間の勤務時間

全体で34.4時間となっています。

サービス系統別でみると、訪問系38.0時間、通所系32.5時間、施設・居住系34.4時間となっています。



9 居所変更実態調査結果

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和5年8月に実施しました。

② 調査対象事業所及び回答数

町内にある介護老人福祉施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、住宅型有料老人ホームを対象とし、4事業所から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 過去1年間の退所・退所者に占める居所変更・死亡の状況

過去1年間の退所・退所者に占める居所変更人数は12人、居所変更割合は46.2%となっています。また、死亡人数は14人、死亡割合は53.8%となっています。

過去1年間の退居・退所者に占める居所変更・死亡の割合

サービス種別	居所変更	死亡	合計
住宅型有料 (n=1)	1人 100.0%	0人 0.0%	1人 100.0%
軽費 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
サ高住 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
GH (n=1)	3人 75.0%	1人 25.0%	4人 100.0%
特定 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
地密特定 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
老健 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
療養型・介護医療院 (n=1)	2人 28.6%	5人 71.4%	7人 100.0%
特養 (n=1)	6人 42.9%	8人 57.1%	14人 100.0%
地密特養 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
合計 (n=4)	12人 46.2%	14人 53.8%	26人 100.0%



注目すべきポイント

・看取りまでできているのはどの住まいか？

② 居所変更した人の要支援・要介護度

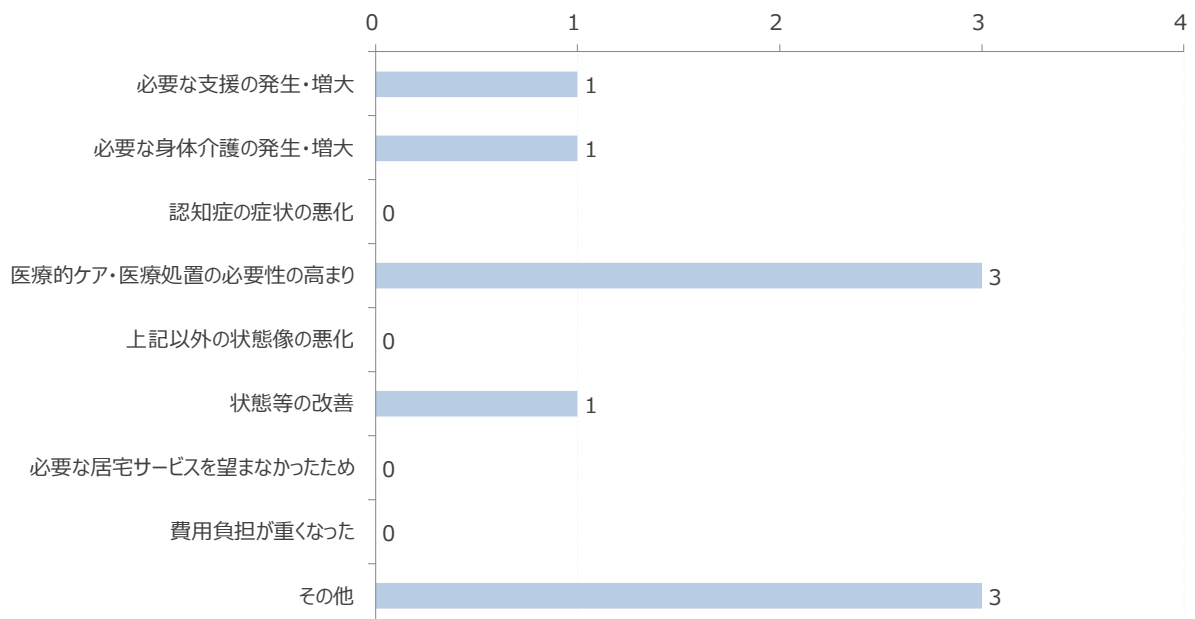
「特養の要介護3」3人が最も多く、次いで「特養の要介護2」、「グループホームの要介護4」2人となっています。

居所変更した人の要支援・要介護度

サービス種別	自立	支1	支2	介1	介2	介3	介4	介5	申請中	合計
住宅型有料 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 100.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 100.0%
軽費 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
サ高住 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
GH (n=1)	0人 0.0%	1人 33.3%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 66.7%	0人 0.0%	0人 0.0%	3人 100.0%
特定 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
地密特定 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
老健 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
療養型・介護医療院 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 50.0%	1人 50.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 100.0%
特養 (n=1)	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 16.7%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	3人 50.0%	2人 33.3%	0人 0.0%	6人 100.0%
地密特養 (n=0)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
合計 (n=4)	0人 0.0%	1人 8.3%	1人 8.3%	0人 0.0%	1人 8.3%	1人 8.3%	6人 50.0%	2人 16.7%	0人 0.0%	12人 100.0%

③ 居所変更した理由

「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」、「その他」が最も多くなっています。



10 本町の課題

(1) 人口動態

コーホート変化率法による推計によると、本町の令和22(2040)年の人口は1,960人に減少すると予想されています。

65歳以上の高齢者数をみると、令和5(2023)年の1,522人から令和22(2040)年には1,072人に減少する予想となっています。65歳から74歳までの前期高齢者は令和5(2023)年の661人から令和22(2040)年には320人に減少するとともに、介護ニーズが高い75歳以上の後期高齢者は、令和5(2023)年の861人から令和22(2040)年に752人になると推計されています。さらに、高齢者単独世帯割合や高齢者夫婦のみ世帯割合の上昇、認知症高齢者の有病率の上昇も見込まれるなど、今後は介護サービスに対する需要が多様化することが想定されています。

一方、15歳から64歳までの生産年齢人口をみると、全国的には急減すると予想されていますが、本町においても令和5(2023)年の1,484人から令和22(2040)年には737人に減少すると推計されています。介護ニーズが高い後期高齢者割合の上昇が見込まれる中で、介護を支える人材不足は年々深刻化しており、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が今後さらに大きな課題となっていくことが示唆されています。

(2) 要介護(要支援)認定者等

本町の調整済み認定率を全国や県と比較すると、重度認定率、軽度認定率のいずれも全国平均を下回っています。比較的低い認定率を維持していくことは介護保険事業計画を運営していく上で重要なポイントとなっていることから、今後も、「①認定を受けているがサービスを利用していない人の状況を確認し、不要な更新認定を減らす」、「②軽度認定者を減少させるため、自立支援・重度化防止に向けたサービスの創出を図る」、「③介護状態にならないための自助努力を促す出前講座を開催し、介護保険の理念の周知を図る」等の認定率の上昇を抑制するための取組を更に推進していく必要があります。

(3) 第1号被保険者1人当たり給付月額

本町の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額の状態をみると、施設及び居住系サービス、在宅サービスのいずれも全国、宮崎県平均を下回っています。

「①地域内の要介護者のニーズを満たしているか」、「②長期入院等、医療機関が介護サービスを代替している可能性はないか」、「③高齢者を支える家族等に、過度な負担がかかっていないか」などについて、定期的に点検を行う必要があります。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「何らかの介護を受けている」方の割合は全体で 6.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」方の割合は全体で 12.1%となっています。また、介護予防のための通いの場に参加状況については 59.9%が「参加していない」と回答しています。加齢に伴い介護・介助の必要性は高くなる傾向にあり、特に 85 歳以上ではその必要性が急速に増すことから、若い年代から介護予防事業の取組を進める必要があります。

「地域づくりへの参加意向のある高齢者」については、51.4%が参加意向ありとなっています。「地域づくりへの企画・運営としての参加意向のある高齢者」については 34.5%が参加意向ありとなっています。潜在的に参加意向のある方を実際に参加してもらうための施策展開が望まれます。

リスク判定の状況については、「運動機能リスク」、「閉じこもりリスク」、「認知機能リスク」、「うつ傾向リスク」、「転倒リスク」、「IADL（手段的日常生活能力）の低下」の全ての項目について前回調査結果と比較し悪化しています。新型コロナウイルス感染拡大による影響があったと思われますが、各リスクに対応する取組のより一層の推進が求められます。

(5) 在宅介護実態調査

「主な介護者の年齢」については、「60 代以上」の割合が 86.1%となっています。今後の高齢化の進展による老老介護の増加が懸念されます。また、在宅医療・長期療養の不安が解消されていくよう、在宅医療介護体制の整備とともに、在宅医療介護に関する具体的な事例を踏まえた情報発信が重要と考えられます。

「主な介護者の就労継続の可否に係る意識」については、「問題はあるが、何とか続けていける」37.5%が最も高く、次いで「問題なく、続けていける」34.4%、「続けていくのは、やや難しい」12.5%となっています。

「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」については、「認知症状への対応」の割合が最も高く 33.3%となっています。次いで、「日中の排泄（22.7%）」及び「夜間の排泄（22.7%）」となっています。

今後の「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就業継続」の実現のため、上記結果を踏まえた介護サービスや生活支援サービスの在り方を検討することが重要です。

(6) 介護人材実態調査

本町の介護サービス事業所に勤務する職員は、正規職員が 61.4%、非正規職員が 38.6%となっています。

また、介護職員全体の性別年代別構成割合をみると、「40 歳代女性」31.8%が最も高く、次いで「40 歳代男性」20.5%、「60 歳代女性」15.9%となっています。

年代別では 40 歳代が 50.0%で最も高く、介護を担っている中心的な存在となっています。60 歳以上は 27.3%となっています。

全国的に生産年齢人口が減少していく中で、20 歳代、30 歳代の新たな介護人材を増やす取組だけに頼ることには限界があります。

こうしたことから、新たな介護人材を確保する取組に加え、介護現場において、地域の元気な高齢者を活用する仕組みについて検討することが必要です。

(7) 居所変更実態調査

過去 1 年間の退所・退所者に占める居所変更人数は 12 人、居所変更割合は 46.2%となっています。

居所変更理由については、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が最も多くなっています。

介護を必要とする本人が、居所を変更することなく安心して暮らし続けられるように、必要に応じて、「医療的なケア・医療措置の必要性の高まり」に対応した定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等のサービス整備を検討する必要があります。

第3章 基本理念・基本目標

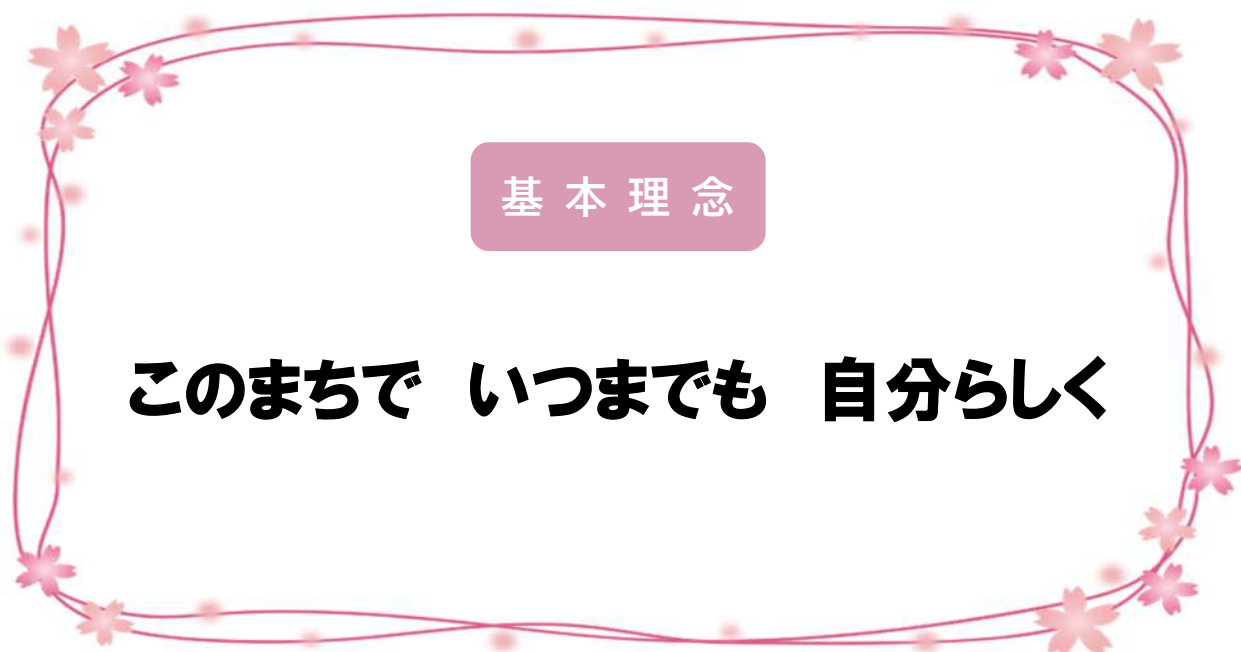
1 基本理念

本町では第8期計画にかけて「このまちで いつまでも 自分らしく」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

この基本理念は、令和22（2040）年までの中長期的な視野にあたり、地域の人材や社会資源を活かして地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標だと考えられます。

第9期においてもこの基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を念頭に、保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、全ての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど、多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指します。



2 基本目標

基本理念・国の基本指針等を踏まえ、4つの基本目標を設定し施策を推進します。

【基本目標】

- 基本目標1 生き生きと暮らせるまち ごかせ
- 基本目標2 支え合って暮らせるまち ごかせ
- 基本目標3 安心して暮らせるまち ごかせ
- 基本目標4 充実したサービスが受けられるまち ごかせ

(1) 生き生きと暮らせるまち ごかせ

高齢者が健康で生き生きと暮らし続けられるよう、高齢者の活躍できる場づくりや社会参加のきっかけづくりに取り組み、地域を支える一員として活躍できるまちづくりを推進するとともに、農林業等に現役で働いている高齢者の方々が今後も生きがいを感じつつ自立した生活を送り、自ら能力を発揮し社会の活力を支える存在として活動ができるよう支援します。

(2) 支え合って暮らせるまち ごかせ

今後ますます高齢化率が上昇していくなかで、一人でも多くの高齢者が要介護状態にならず、また要介護状態になっても悪化させずに在宅で元気に暮らせるように、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを進めるとともに、地域の中で住民が相互に支え合い、生きがいや役割を持って生活できるような生活支援体制の構築に取り組みます。

(3) 安心して暮らせるまち ごかせ

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう関係機関及び介護サービス事業者と連携して支援に取り組みます。

また、災害発生時に備えた情報整備や介護サービス事業者への防災啓発及び意識の向上を図るとともに、感染症予防対策に向けた取り組みを進めます。

(4) 充実したサービスが受けられるまち ごかせ

高齢者が介護を要する状態になっても、介護サービス等を利用し、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。

また、高齢者の課題に対し適切にアプローチしていくために、事業所に対するサービスの質の向上に向けた支援及び不足する介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。

3 地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進

国においては、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる令和7（2025）年度までの間に、各地域の実情に応じた「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築することを目標として、第6期以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和7（2025）年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。また、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据えた中長期的な視点に立った施策の展開が求められています。

これに基づき、本計画第4章及び第5章に掲載している本町が実施するそれぞれの事業・取組について、地域包括ケアシステムの5つのサービスのうちのどのサービスに該当するかを明確化し、地域包括ケアシステム構築に向けた施策を推進します。

掲載例（本計画 48 頁掲載）：①就業支援（シルバー人材センターの充実）



※上記のとおり、事業・取組みの見出しに下記のアイコンを明記しています。



…住まい



…医療



…介護



…介護予防・生活支援

地域包括ケアシステムとは

○ 人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて対応していこうというシステムです。

地域包括ケアシステムの姿



参考：厚生労働省資料

4 施策の体系

【基本理念】

このまちで いつまでも 自分らしく

【基本目標】

基本目標1 生き生きと暮らせるまち ごかせ

基本目標2 支え合って暮らせるまち ごかせ

基本目標3 安心して暮らせるまち ごかせ

基本目標4 充実したサービスが受けられるまち ごかせ

高齢者保健福祉事業…………… 48

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 社会活動への参加の推進
- 3 生活を支援するサービスの充実
- 4 住まいの選択
- 5 災害・感染症対策に係る体制整備
- 6 介護（介護予防）サービス等の充実
- 7 サービスの質の向上、人材確保・育成

地域支援事業…………… 66

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
- 4 任意事業

介護保険サービス…………… 87

- 1 居宅サービス等・介護予防サービス等
- 2 地域密着型サービス
- 3 施設サービス

5 事業の体系

高齢者保健福祉事業

1 生きがいづくりの推進

- ① 就業支援（シルバー人材センターの充実）..... 4 8
- ② 敬老事業の充実（敬老会助成事業・百歳以上長寿祝事業）..... 4 8
- ③ 生涯学習、生涯スポーツの支援..... 4 9
- ④ 移動図書「ごかせブックラインK I T O R A S U（きとらす）」による読書の推進..... 4 9

2 社会活動への参加の推進

- ① 高齢者クラブ活動への支援..... 5 1
- ② 世代間交流事業（週末もおしゃべり日和）..... 5 1
- ③ ふれあい施設の活用（おしゃべり日和「通所型サービスB事業」・ちぎり絵教室）..... 5 2
- ④ 居場所の推進..... 5 2

3 生活を支援するサービスの充実

- ① 在宅老人等緊急通報システム事業..... 5 4
- ② 高齢者等配食サービス事業..... 5 4
- ③ 移動販売事業..... 5 5
- ④ 移動支援事業..... 5 5
- ⑤ 運転免許自主返納とシニアカー補助事業..... 5 6
- （高齢者運転免許証自主返納事業・ハンドル形電動車椅子購入補助事業）
- ⑥ 五ヶ瀬たいようサービス（たすけあい人材バンク）..... 5 6
- ⑦ 加勢の日の推進..... 5 7
- ⑧ ボランティアセンターの充実..... 5 8
- ⑨ 共生型福祉施設「ぬくもり」の活用..... 5 8
- ⑩ 福祉センターの活用..... 5 9

4 住まいの選択

- ① 高齢者生活支援ハウス..... 6 0
- ② 養護老人ホーム..... 6 0
- ③ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅..... 6 1

5 災害・感染症対策に係る体制整備

- ① 災害対策に係る体制整備..... 6 2
- ② 感染症対策に係る体制整備..... 6 2

6 介護（介護予防）サービス等の充実..... 6 3

7 サービスの質の向上、人材確保・育成..... 6 5

地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ① 訪問型サービス（訪問型サービスC事業）..... 66
 - ② 通所型サービス（通所型サービスB事業）..... 67
 - ③ その他生活支援サービス（たすけ愛たんぽぽ）..... 67
 - ④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）..... 68
- (2) 一般介護予防事業
 - ① 介護予防把握事業..... 69
 - ② 介護予防普及啓発事業
（介護予防運動教室・男性料理教室・いきいきサロン事業・お達者クラブ）..... 69
 - ③ 地域介護予防活動支援事業
（介護予防サポーター養成・介護予防生活支援ボランティア養成講座）..... 71
 - ④ 地域リハビリテーション活動支援事業..... 71
 - ⑤ リハビリテーション提供体制の整備..... 72

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- (1) 総合相談支援事業..... 73
- (2) 権利擁護事業
 - ① 権利擁護事業..... 75
 - ② 成年後見制度利用支援事業..... 75
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業..... 76

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業..... 77
- (2) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）..... 78
- (3) 認知症総合支援事業
 - ① 認知症初期集中支援推進事業..... 79
 - ② 認知症地域支援・ケア向上事業..... 80
（認知症地域支援推進員の設置・ひまわりなごみの会・オレンジカフェ）
 - ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業..... 80
（サポーター養成講座・キャラバンメイト連絡会・ステップアップ講座・チームオレンジ）
- (4) 地域ケア会議推進事業
 - ① 地域ケア個別会議..... 82
 - ② 地域ケア推進会議..... 83

4 任意事業

- (1) 介護給付等費用適正化事業
 - ① 要介護認定の適正化..... 84
 - ② ケアプランの点検..... 84
 - ③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検..... 84
 - ④ 縦覧点検・医療情報との突合..... 85
- (2) 家族介護支援事業
 - ① 家族介護用品支給事業..... 86

介護保険サービス

1 居宅サービス等・介護予防サービス等

(1) 訪問介護.....	87
(2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護.....	87
(3) 介護予防訪問看護・訪問看護.....	88
(4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション.....	88
(5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導.....	89
(6) 通所介護.....	89
(7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション.....	90
(8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護.....	90
(9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護.....	91
(10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与.....	91
(11) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費.....	92
(12) 介護予防住宅改修・住宅改修.....	92
(13) 介護予防特定入居者生活介護・特定入居者生活介護.....	93
(14) 介護予防支援・居宅介護支援.....	93

2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	94
(2) 地域密着型通所介護.....	94
(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護.....	95
(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護.....	95
(5) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護.....	95
(6) 夜間対応型訪問介護.....	95
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護.....	95
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護.....	96
(9) 看護小規模多機能型居宅介護.....	96

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設.....	97
(2) 介護老人保健施設.....	97
(3) 介護医療院.....	98

6 重点的取組と目標の設定

介護保険法第117条に基づき、市町村は「被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付費の適正化」に関して本計画期間中に取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

町では以下とおり重点的に取り組む項目と目標を定め、実績評価を毎年度行い、取組を推進していきます。

(1) 被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止

① 居場所の推進

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居場所設置数	12 か所	13 か所	14 か所
ふれあい施設利用延べ人数	2,530 人	2,550 人	2,560 人

② 介護予防普及啓発事業

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室参加者数	510 人	570 人	575 人
介護予防教室実施回数	63 回	75 回	75 回
いきいきサロン事業延べ参加者数	1,700 人	1,710 人	1,715 人

③ 地域介護予防活動支援事業

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター養成数	26 人	30 人	34 人

④ 認知症地域支援・ケア向上事業

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オレンジカフェ参加者数	50 人	55 人	60 人

⑤ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ設置数	1 か所	2 か所	2 か所

(2) 介護給付費の適正化について（必須の主要3事業）

① 要介護認定の適正化

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
複数名による認定調査結果内容の確認	点検率 100%	点検率 100%	点検率 100%

② ケアプラン等の点検

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数	全件	全件	全件
住宅改修施行前の書類点検	点検率 100%	点検率 100%	点検率 100%
専門職による住宅改修の施行前点検	点検率 100%	点検率 100%	点検率 100%
福祉用具購入（軽度者を含む）の 書類点検	点検率 100%	点検率 100%	点検率 100%

③ 縦覧点検・医療情報との突合

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報突合の実施	全件	全件	全件
縦覧点検の実施	全件	全件	全件

第4章 高齢者保健福祉事業

1 生きがいの推進

① 就業支援（シルバー人材センターの充実）



目標

高齢者の能力を活用し、自らの生きがいづくりや社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と活力ある地域社会づくりの発展を目指す。

【実施状況】〔実施主体：社会福祉協議会〕

発注者より仕事の依頼を受け、委任もしくは請負の形で登録している会員に仕事を依頼、主に草刈・剪定、農作業、託児、配食サービス配達、清掃作業などが行われています。近年では空き家の草刈作業依頼も増加しています。

【今後の方向性】

発注者のリピーターも多く、作業の依頼が集中する期間もあり、登録会員の増強や広報啓発活動の強化に取り組みます。

【シルバー人材センター】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	25人	24人	28人	29人	35人	35人
派遣回数	82回	101回	100回	101回	110回	120回

② 敬老事業の充実（敬老会助成事業・百歳以上長寿祝）



目標

高齢者を大切にする地域社会の確立に向けて、敬老思想の普及・啓発を推進する。

【事業内容】

100歳以上の高齢者に対する長寿祝品の贈呈や、各行政区が主催する75歳以上の高齢者に対する敬老会開催経費の助成を行っています。

※経過措置：上記75歳以上は、令和6年度は72歳以上、令和7年度は73歳以上、令和8年度は74歳以上に読み替える。

【今後の方向性】

長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝福する各行政区主催の敬老事業に助成を行い、その実施を支援するとともに、地域における敬老意識の高揚を図ります。

【敬老会助成と100歳以上の高齢者数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老会助成対象者	1,148人	1,164人	1,068人	1,050人	1,045人	1,040人
100歳到達者	5人	7人	3人	4人	5人	6人
101歳以上者	11人	11人	13人	16人	15人	15人

③ 生涯学習、生涯スポーツの支援



目標

生涯学習、生涯スポーツに参加できるよう支援し、生きがいづくりの推進に努める。

【事業内容】

生涯スポーツでは「グラウンドゴルフ」、生涯学習としては、ふれあい施設を活用して「ちぎり絵教室」に取り組まれている高齢者が多く、宮崎県社会福祉協議会主催のねんりんピックへの参加、「ふくしまつり」における老人クラブ作品展への出品等の推進を行っています。

【今後の方向性】

各種教室において学習した成果や作品の発表・展示の機会及び、習得した技術を指導できる機会の確保に努めます。より多くの高齢者が生涯学習、生涯スポーツに参加できるよう支援し、趣味や生きがいづくりの推進に努めます。

④ 移動図書「ごかせブックラインKITORASU(きとらす)」による読書の推進



目標

高齢者等が利用しやすい体制を整備し、生涯学習の推進は基より認知症予防を図る。

【事業内容】

教育委員会が運営する移動図書は、平成30年6月から開始、令和3年2月から「ごかせブックラインKITORASU(きとらす)」が運行開始となり、町立病院等の公共施設をはじめ、いきいきサロン(21か所)、ふれあい施設、ぬくもり、社協デイサービス、居場所を巡回しており、年々貸出し冊数も増加し高齢者等の利用も増えています。また、町図書室では、高齢者が読みやすい大活字本の蔵書が充実してきています。

【今後の方向性】

今後も運営に関する協議・検討を行い、生涯学習の推進と認知症予防とともに健康寿命の延伸を図ります。

【訪問数と貸出し数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問延べ数	404 件	558 件	580 件	600 件	620 件	640 件
貸出延べ冊数	1,652 冊	1,930 冊	1,950 冊	1,970 冊	1,990 冊	2,010 冊
貸出延べ人数	907 人	1,117 人	1,150 人	1,200 人	1,250 人	1,300 人



「こかせブックラインK I T O R A S U」

2 社会活動への参加の推進

⑤ 高齢者クラブ活動への支援



高齢者クラブへの活動支援を行い、高齢者の社会参加を促進する。

【事業内容】〔事務局：社会福祉協議会〕

高齢者クラブでは、地域での清掃活動や単位クラブの交流活動に取り組み、町では、高齢者クラブ連合会に補助金を交付し活動の支援をしています。

【今後の方向性】

近年、地域を基盤とした高齢者クラブ活動への関心が薄らいでいる傾向にあり、今後も地域での支え合いが一層必要となる中で、地域における高齢者の社会活動という点で、高齢者クラブの役割は重要となります。

町では高齢者クラブ連合会への活動支援を行うことは基より、加入促進やクラブ活動の活性化を図るための支援や協議を行っていきます。

【高齢者クラブ数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	7	7	7	7	7	7
会員数	274人	249人	250人	250人	250人	250人

⑥ 世代間交流事業



世代を超えた交流を行い、地域の見守りにつなげる。

【事業内容】

ふれあい施設において、毎月第1・第3土曜日に「週末もおしゃべり日和」を実施しており、NPO法人と連携し近隣の学生と交流を行っています。また、子育て支援センターとふれあい施設利用者が共同で七夕の飾り付けや運動会等を実施するなど、世代間交流を図る取り組みを連携して行っています。

【今後の方向性】

子育て支援センターとふれあい施設利用者との交流を継続し、高齢者の知恵や技術を引き継ぐだけでなく、高齢者の意欲につなげていきます。また、顔なじみの関係が地域の見守りにつながるよう支援していきます。

⑦ ふれあい施設の活用



多くの高齢者が集まり、交流を通して介護予防につなげていく。

【事業内容】

平成 29 年 9 月から住民主体の高齢者の居場所として設置。NP0 法人によって運用され、通所型サービス B 事業としての機能も持ち合わせています。また、月 1 回は「オレンジカフェ（認知症カフェ）」として、地域包括支援センターが運営しています。

【今後の方向性】

高齢者の居場所の一つとして、多くの高齢者が利用することで、交流を通して介護予防につなげていきます。また、認知症高齢者やその家族が気軽に集えるオレンジカフェや世代間交流の場、生涯学習の活動の場としても活用していきます。

【ふれあい施設利用者数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実人数	44 人	54 人	55 人	55 人	55 人	55 人
延べ人数	2,839 人	2,444 人	2,500 人	2,530 人	2,550 人	2,560 人

⑧ 居場所の推進



定期的な外出の場を提供し、介護予防につなげていく。

【事業内容】

本町では、高齢者が集える場を「居場所」と呼び、ボランティア団体と地域住民が主体となって運営しています。平成 28 年度から NP0 法人や地域包括支援センターが地域に介入し「居場所」の立上げ支援を実施しています。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーター、NP0 法人や集落支援員と連携し、住民主体の地域の居場所設置数を増やし、高齢者が地域で過ごせる居場所づくりを行います。同時に、地域でのリーダーシップをとる人材の育成に努めます。

【居場所の設置数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	13 か所	13 か所	12 か所	12 か所	13 か所	14 か所



「居場所(ふれあい施設)」



「ふれあい施設」

3 生活を支援するサービスの充実

① 在宅老人等緊急通報システム事業



目標

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしが続けていけるよう、緊急通報装置を貸与し、24 時間体制の見守りと、緊急時には迅速かつ適切な対応を行う。

【事業内容】

一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を対象に、病気の緊急性や生活環境などを考慮し利用者の決定を行い、緊急通報機器を貸与し設置しています。

緊急時以外でも、機器を使用しての相談や定期的な連絡を行っています。令和4年10月より機器を変更し、自宅内で携帯可能なペンダント型通報装置や火災報知器、人感センサーにより一定時間動きが検知されない場合等に自動で通報を行う機能が使用できるようになっています。

【今後の方向性】

民生委員会等を通じて、緊急通報システムの説明・周知を行うとともに、介護サービス事業所と情報共有を行い、緊急通報機器の導入が必要な高齢者の方へサービスが行き届くように努めます。

【緊急通報システム】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	6人	4人	7人	10人	15人	20人

② 高齢者等配食サービス事業



目標

高齢者に適切な食事の提供を行うとともに、安否確認を行い、安心して生活できるよう支援する。

【事業内容】

高齢者等配食サービス事業は、社会福祉協議会に委託し、「いちご会」と「よこっちょ」で調理され、食事の調理が困難な高齢者等に対して、町の管理栄養士が献立を考案し栄養バランスのとれた弁当の配達を行っています。配達時には必ず声掛けを実施することで見守りを兼ねた事業となっています。

普通食のみの提供で、令和3年度から最大週6回の配食を開始、個人負担額は、1食おかずのみが300円、ごはん付きが400円。週5回おかずのみの利用が多く、提供数は年々増加傾向です。

【今後の方向性】

サービスの必要な世帯の把握を社会福祉協議会と連携して行うとともに、高齢者の重症化防止や、低栄養状態からくる廃用症候群への対策等、訪問型サービスC事業、生活支援サービス事業、男性料理教室とあわせ「食」に課題を抱える高齢者の支援に向けて事業の充実を図ります。

【高齢者等配食サービス事業】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	42人	51人	40人	40人	40人	40人
配達延べ件数	4,998件	5,986件	6,600件	6,600件	6,600件	6,600件

③ 移動販売事業



目標

買い物に困難を感じている高齢者等を支援し、日常生活における利便性の向上を目指す。

【事業内容】〔実施主体：五ヶ瀬町商工会・特産センターごかせ〕

移動販売車（ごかせマルシェ号）に食料品や日用品などを載せて、町内の各集会所等を巡回しています。販売員による地域の見守り活動も兼ねており、地域包括支援センターと随時情報共有を行っています。

【今後の方向性】

地域高齢者の情報共有を行い、地域に根ざした支援体制の構築を図ります。

④ 移動支援事業



目標

交通機関担当部署と情報共有を行い、集落支援員やNPO法人を含めた生活支援サービスと連携した支援体制を構築する。

【事業内容】

本町では、地域の公共交通手段として、平成19年10月よりコミュニティバス「Gライン」を運行しており、令和2年度からダイヤ改正により午前の便を増便して運行しています。

【今後の方向性】

コミュニティバスの利用者の増加を図るとともに、利用が不便な地域に対して効果的となるように、有償ボランティア及び集落支援員を含め生活支援サービスと連携した移動支援の体制構築を目指します。

⑨ 運転免許自主返納とシニアカー補助事業



目標

高齢者の免許証自主返納による移動手段の支援体制を整備し、行動制限による生活の質の低下を防ぎ、安心して暮らせる環境の構築を目指す。

【事業内容】

運転免許証を自主返納された高齢者への支援として、タクシー券またはコミュニティバス乗車券の配付を行うとともに、新たな移動手段の確保を支援するため、ハンドル型電動車椅子（シニアカー）の新規購入及びバッテリーの購入に対する補助金を交付しています。

【今後の方向性】

高齢者が安心して暮らせる環境の構築に向けて、移動手段の支援体制の充実を図ります。

【運転免許証自主返納事業とシニアカー購入補助事業利用者】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
免許証自主返納	19人	7人	12人	15人	17人	19人
シニアカー購入	-	-	2人	2人	3人	4人
バッテリー購入	-	1人	1人	2人	2人	2人

⑩ 五ヶ瀬たいようサービス（たすけあい人材バンク）



目標

地域で困っている方への生活支援や家事援助など、多岐に渡るニーズに対応できる体制を整備する。

【事業内容】〔実施主体：社会福祉協議会〕

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭、母子・父子家庭等を対象に、地域で助け合う有償の住民参加型在宅福祉サービスです。利用会員、協力会員が社会福祉協議会内にあるボランティアセンターに登録し、利用会員の依頼により、ゴミ出しや話し相手、簡易な修理等の必要なサービスを提供します。

【今後の方向性】

現状に合った事業の実施が円滑に行えるよう要綱等の見直しを適宜行うとともに、ニーズ調整を図っていきます。また、事業内容や若い世代の担い手募集等の周知を強化します。

【五ヶ瀬たいようサービス】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	8人	9人	9人	10人	12人	14人
訪問延べ件数	1件	9件	0件	12件	14件	16件

⑪ 加勢の日の推進



目標

継続的な活動の取り組みと、住民同士の支え合いや、つながりの強化を図ります。

【事業内容】〔実施主体：社会福祉協議会〕

少子高齢化が進む中、助け合いの取り組みを推進していくため、社会福祉協議会を事務局として異職種業種の集まり「いごかせ会（地域福祉委員会）」を設立しています。いごかせ会を中心に関係機関と連携を取り、町内での助け合い活動や異世代交流を行っています。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により活動が困難となった際には、町内の福祉関係団体や教育機関と協力し「元気いっぱいカレンダー」を作成し配布する活動を行いました。

【今後の方向性】

これまでの活動を継続しつつ、「いごかせ会」を中心に地域において必要な取組を協議し取り組んでいきます。

【加勢の日】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	2回	1回	1回	2回	2回	2回
参加延べ人数	60人	82人	30人	60人	65人	70人
訪問世帯数	30世帯	73世帯	20世帯	40世帯	41世帯	42世帯

⑫ ボランティアセンターの充実



目標

ボランティアをしたい人・依頼したい人をつなげていくため、意識の向上を目指し、研修等の充実を図る。

【事業内容】〔実施主体：社会福祉協議会〕

社会福祉協議会が事務局となり、ボランティアセンターを設置しています。ボランティアセンターでは、夏季ボランティア体験、防災ボランティア、福祉教育、ボランティア育成の事業を行っています。

【今後の方向性】

若い世代の有償ボランティアの担い手育成に取り組み、地域のニーズを把握するとともに、困りごとに対して気軽に依頼できるサービスの充実を図ります。

【ボランティアセンター】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録団体数	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体
登録者数	479 人	441 人	441 人	441 人	441 人	441 人

⑬ 共生型福祉施設「ぬくもり」の活用



目標

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域福祉の拠点として活用していく。

【事業内容】

「住み慣れた地域で暮らし続けることができる共生型の地域福祉の拠点」を基本コンセプトに掲げ、旧桑野内小学校の廃校舎を改築、平成21年10月に福祉施設（デイサービスセンター、地域活動センター、高齢者生活支援ハウス）として開所し、福祉避難所としても活用しています。デイサービス事業については、令和4年度より福祉センターへ統合しています。

また、令和5年8月に「共生型福祉施設運営推進会議」を設置し、地域住民の代表（公民館長、民生委員、集落支援員）を含めて、運営に関する協議を行いサービスの質の確保と向上を図っています。

【今後の方向性】

今後も基本コンセプトに基づいた事業を継続するとともに、運営推進会議を適宜開催し、適正な運営とサービスの向上を図っていきます。

⑭ 福祉センターの活用



目
標

各種福祉事業、保健事業等、総合的な福祉拠点として利活用することを目的とし、高齢者のみならず、町民が安心して健康な生活が送れるように福祉の増進に努める。

【事業内容】

福祉センターは、総合的な福祉拠点として平成3年度に建設され、平成12年度からは訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所を開設しています。その他、健診等の保健活動、介護予防教室、日赤奉仕団の活動、ボランティアセンター等の拠点として活用されています。

【今後の方向性】

全ての町民が安心して健康な生活が送れるように、各関係機関との連携を密にして、福祉の増進を図ります。また、安定した経営基盤を整備して、地域共生社会に対応していけるよう努めます。

さらに、福祉拠点として、町の「公共施設等総合管理計画」に基づいた計画的な施設整備を図ります。



「移動販売車（ごかせマルシェ号）」



共生型福祉施設「ぬくもり」

4 住まいの選択

① 高齢者生活支援ハウス



目標

高齢者の居住の選択の一つとして、適切な運営に努めるとともに、地域の貴重な資源として施設維持に努める。

【事業内容】

町内に住所を有するおおむね 60 歳以上の一人暮らし、夫婦のみの世帯で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方について、共生型福祉設「ぬくもり」にある高齢者生活支援ハウスに入居することができます。事業の実施主体は町で、運営の一部を社会福祉協議会に委託しています。

【今後の方向性】

利用者のニーズを把握し、適宜利用基準の見直しを検討するとともに、地域の貴重な資源として施設維持に努めます。

【高齢者生活支援ハウス】

	実績		見込み	見込み数		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	9 人	12 人	13 人	11 人	11 人	11 人

② 養護老人ホーム



目標

措置対象者の状況把握を関係機関と密に行い、適正な審査を実施する。

【事業内容】

環境上の理由や経済的理由等、やむを得ない事由により自宅での生活が困難な高齢者に対し近隣町村の養護老人ホームへの入所措置を行っており、状況把握を関係機関と連携して行い、審査判定会を経て適切な入所措置が行われるよう努めています。

【今後の方向性】

適切な入所措置が行えるよう関係機関と情報を共有し、適正な審査を行います。

【養護老人ホーム】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ときわ園	3名	4名	4名	4名	4名	4名
清流園	4名	5名	4名	4名	4名	4名

③ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅



目標

関係機関及び県との連携を図るとともに、介護サービス事業所の適正な運営に向けた支援を行う。

【事業内容】

本町においては、有料老人ホームが1事業所5床設置されており、介護支援専門員支援事業を活用したケアプラン点検に入るなど事業所との連携を図っています。

サービス付き高齢者向け住宅は未整備で今後の整備予定もありませんが、近隣市町村での利用に関して都度事業所との情報連携を図っています。

【今後の方向性】

全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の需要は増加しています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、県との情報連携を強化します。また、引き続き関係機関との情報連携を図ります。

5 災害・感染症対策に係る体制整備

① 災害対策に係る体制整備



目標

五ヶ瀬町地域防災計画に基づき、災害発生時に備えた情報整備及び介護サービス事業所への運営指導等において防災啓発に取り組み、防災意識の向上を目指す。

【事業内容】

五ヶ瀬町地域防災計画が平成29年度に策定、令和3年度に改正されており、策定に伴い「避難行動要支援者台帳」を整備しています。介護サービス事業所においては、年に1回、行政の防災担当及び消防署、地域の消防団等と連携した災害対策訓練を実施しています。

【今後の方向性】

「避難行動支援者台帳」の更新を継続して行い、関係団体との情報共有、連携を図るとともに介護事業所等と連携し、防災啓発活動への取り組みを強化します。

また、介護サービス事業所において令和6年3月までの策定が義務付けられた業務継続計画（BCP）の実施等に係る必要な助言など適切な支援を行います。

② 感染症対策に係る体制整備



目標

サービス事業所や県、保健所等の関係機関と情報を共有し感染症の予防徹底を図るとともに、各研修会等への積極的な参加を促進する。

【事業内容】

令和2年1月15日に国内初感染が確認された新型コロナウイルス感染症は非常に高い感染力を持ち、高齢者においては重症化する危険性も高く、介護施設等にも大きな影響を及ぼしました。サービス事業所では感染の予防対策の強化を図り、県や保健所、協力医療機関と連携した支援体制の整備を図っています。

【今後の方向性】

介護サービス事業所において令和6年3月までの策定が義務付けられた業務継続計画（BCP）の実施等に係る必要な助言など適切な支援を行い、関係機関との情報共有及び迅速な対応に努めます。

令和5年5月から5類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症についても、県が購入した衛生用品を本町で保管・管理し、発生の際には必要に応じて当該高齢者施設に支給します。

6 介護（介護予防）サービス等の充実



● 居宅介護サービス

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることを目的とした「訪問・通所・短期入所・住まい・環境整備」の5つのサービスがあります。本町に整備されていないサービスについては、近隣の事業所も利用しています。

【今後の方向性】

高齢者や要介護者が安心してサービスを受けることができる体制を整えるため、既存サービスの充実を図るとともに、訪問看護や訪問リハビリテーション等のサービス拡充に向けた関係機関との協議・検討を図ります。また、介護サービス事業所に対し自立支援・重症化防止等の視点における研修会等の機会を確保し、在宅支援推進のため、訪問サービスの利用促進、介護人材の育成も含めた支援を行います。さらに、居宅介護支援事業所の適切な指導に努めます。

● 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域で支えることを目的に平成18年度に創設されたサービスです。市町村が事業者の指定や監督を行い、事業者が所在する市町村に居住する人が利用対象者となります。

本町では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1ユニット（9人）、利用定員18人以下の通所介護事業所（デイサービスこもれび）1事業所が整備されています。

【今後の方向性】

要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえ、適切なサービス供給に努めるとともに、研修会等の機会を確保し、介護人材の育成も含めた支援を行っていきます。また、介護保険法に定められた運営推進会議や運営指導での指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

● 施設サービス

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」、「介護療養型医療施設」の4種類があります。本町では、介護老人福祉施設45床、介護療養型医療施設18床が整備されています。

【今後の方向性】

在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、心身の状況等に応じて適切な施設を利用できるよう、介護保険施設サービス提供体制の確保に努めます。将来的に高齢者人口が減少していくことを見据えて、新規の施設整備は行わず既存施設の維持に努め、近隣市町村の施設と連携し、施設サービスの維持・確保に努めます。

なお、令和6年度より、西臼杵3町立病院の再編・統合に伴い、五ヶ瀬町国民健康保険病院内の介護療養型医療施設18床は介護医療院へと移行され介護療養型医療施設は廃止されます。（下図参照）

入院医療の方向性（イメージ）



出典：西臼杵地域における医療連携に係る基本構想（概要）

7 サービスの質の向上、人材確保・育成



介護サービス事業所への自立支援、重症化防止に向けた研修会等の実施、また、運営指導によるサービスの質の向上に向けた改善点の指摘、指導、評価、助言を行うとともに、介護に従事する人材の質の向上に向けた支援を図っています。

将来的な介護人材確保に向けて、ボランティア体験学習や広報誌等を活用し、若い世代に対し、介護の仕事についての情報や魅力発信を介護サービス事業所等と連携して取り組んでいます。



「介護職員研修会」

第5章 地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業の充実と、従来からの専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスや独自サービス等、市町村独自の事業展開が可能となる介護予防・日常生活支援総合事業について、本町では平成28年度から実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分類されています。

① 訪問型サービス（訪問型サービスC事業）



目標

疾患の重症化予防のために、栄養面の改善に向けて支援を行う。

【事業内容】

訪問型サービスは要支援者等に対し、清掃、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業です。平成31年度から訪問型サービスC事業も開始し、管理栄養士による食事や調理に関する訪問指導も進めています。

【今後の方向性】

訪問型サービスは要支援者等に対し、日常生活上の支援を提供する事業で、総合事業による従前相当サービスと、平成31年度から栄養状態の改善が必要な対象者に向けて訪問型サービスC事業を実施し、管理栄養士による食事や調理に関する訪問指導にも取り組んでいます。

【訪問型サービスC事業介入者数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介入者数	2人	1人	2人	2人	3人	3人

② 通所型サービス（通所型サービスB事業）



目標

機能訓練や集いの場を提供し、高齢者の自立した生活を支援する。

【事業内容】

通所型サービスは要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する事業で、総合事業による従前相当サービスと、平成29年度からは「ふれあい施設」において住民主体による通所型サービスB事業を実施し、対象者のケアプランに基づいた介護予防に努めています。

【今後の方向性】

高齢者の自立のための支援を推進するために、今後も従前相当サービス及び通所型サービスB事業を継続して実施していきます。

【通所型サービスB事業利用者数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	14人	18人	14人	16人	17人	18人

③ その他生活支援サービス



目標

地域において高齢者等が自立した生活を送れるよう関係機関と連携して生活支援を行う。

【事業内容】〔実施主体：たすけ愛たんぽぽ〕

「たすけ愛たんぽぽ」（住民による有償ボランティア団体）による生活支援として、利用者宅の清掃やゴミ出し、買い物、予防接種等の付き添い等を実施しています。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターと連携してサービスの支援及び整備に努めます。

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）



目標

高齢者本人が自立した生活を送れるように自立支援に向けたケアマネジメントを行う。

【事業内容】

介護予防プランを作成し、要支援者等が置かれている状況や環境に応じて、自立した生活を送ることができるよう支援しています。介護予防プランは、「地域ケア個別会議」に事例を提出し、専門職からの助言を取り込んだ実現可能性の高いプラン作成を行っています。

【今後の方向性】

専門職からの助言を参考に、自立支援に向けた視点を強化するとともに、多職種と連携し、より充実した内容の介護予防プラン作成を目指します。

【第1号介護予防支援事業】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体数	423件	463件	475件	450件	440件	430件
介護予防支援	193件	181件	163件	180件	175件	170件
介護予防ケアマネジメント	230件	282件	312件	270件	265件	260件
介護予防支援（委託）	0件	0件	0件	0件	0件	0件



「介護予防運動教室」

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業



目標

生活機能に関する状態について把握する。

【事業内容】

介護予防把握事業は、第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態について把握をする事業です。地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。本町では、基本チェックリストを活用し、事業参加者、計画期に合わせたの日常生活圏域ニーズ調査時等状況に応じて実施しています。

【今後の方向性】

今後も、計画期に合わせたの日常生活圏域ニーズ調査時等状況に応じて実施します。また、KDBを活用した分析、後期高齢者健診の結果や質問票を用いた分析を行い、各地域の高齢者の課題把握を行っていきます。

※KDB・・・「国保データベースシステム」の略称で、国保連合会が管理する「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

② 介護予防普及啓発事業



目標

いきいきサロン事業や男性料理教室、介護予防運動教室の参加者数を増やし、介護予防の推進と普及啓発に努める。

【事業内容】

介護予防運動教室は、介護予防サポーターによる身体・運動機能の向上を図っています。

男性料理教室は、調理習慣や栄養に関する知識や方法を身につけることで、高齢期の低栄養を予防し、栄養面の改善や意欲の向上を図っています。

いきいきサロン事業は、平成31年度から社会福祉協議会へ委託となり、百歳体操、口腔体操の取り組み、栄養改善に向けた健康講話等を行っています。

【今後の方向性】

いきいきサロン事業や男性料理教室の継続、介護予防運動教室は、介護予防サポーターの主導による開催定着化を図り、各地域への展開を進めていきます。

【介護予防教室】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	7人	5人	360人	510人	570人	575人
実施回数	5回	5回	44回	63回	75回	75回

【男性料理教室】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ人数	52人	46人	86人	86人	88人	90人
実人数（上級）	8人	7人	17人	18人	20人	22人
実人数（初級）	7人	7人				
実施回数	10回	10回	10回	12回	12回	12回

【いきいきサロン事業】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数	1,922人	1,684人	1,650人	1,700人	1,710人	1,715人
実施回数	248回	274回	280回	300回	300回	300回
実施会場数	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所

【お達者クラブ】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数	814人	794人	790人	790人	800人	810人
実施回数	41回	40回	40回	40回	40回	40回

③ 地域介護予防活動支援事業



目標

各地域で介護予防教室を実施するため、地域で活動する介護予防サポーターを育成する。

【事業内容】

介護予防推進員を NPO 法人に委託し、高齢者の見守り活動及び行政への情報提供、居場所の確保及び活用推進などを担っています。

令和2年度から運動指導士による介護予防サポーター養成講座を実施し、各居場所などで身体機能の向上を目指した介護予防運動教室に取り組んでもらえるサポーターを養成・支援しています。

【今後の方向性】

住民主体の居場所の確保及び活用推進、健康寿命の延伸のために、介護予防サポーター養成講座を継続して実施し、地域での運動機能の維持・促進に努めます。

【介護予防サポーター養成数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター数	18人	22人	22人	26人	30人	34人
実施回数	5回	5回	0回	5回	5回	5回

④ 地域リハビリテーション活動支援事業



目標

多職種連携の場となる「地域ケア個別会議」への派遣により、多職種による多角的な視点を取り入れたアセスメントと具体的なケアプランの作成、的確で質の高い介護予防ケアマネジメントの強化に取り組む。

【事業内容】

宮崎県地域リハビリテーション活動支援事業を活用して「地域ケア個別会議」に専門職の派遣を依頼し、多職種からの助言による介護予防の質の向上に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も宮崎県地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、「地域ケア個別会議」での介護支援専門員や介護支援事業所への助言、技術的支援を行い、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントスキルの向上や資質向上を図ります。

【地域リハビリテーション活動支援事業の専門職派遣】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	12回	13回	7回	6回	6回	6回

⑤ リハビリテーション提供体制の整備



目標

通所介護事業所や訪問介護事業所等において、広域的なリハビリテーション専門職を派遣できる体制を構築する。

【事業内容】

通所・訪問介護事業所において、介護予防に資するサービスを効果的に提供するために、令和2年度より、リハビリテーション専門職の事業所等派遣支援事業を活用し、本町での確保が困難となっているリハビリテーション専門職を市町村を超えて町内事業所に派遣できる体制の構築を図っています。

【今後の方向性】

リハビリテーション専門職の視点を取り込むことで、高齢者の残存機能の低下を防ぎ、発展させていく支援を行い、生活機能の向上を図ります。

令和6年度から西臼杵郡3公立病院における経営統合・機能再編が行われることに伴い、西臼杵広域行政事務組合と連携し、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組みます。

【リハビリテーション専門職の事業所派遣】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	2回	4回	4回	4回	4回	4回

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、地域住民に寄り添い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。本町では三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が配置されています。

主な業務は、「介護予防ケアマネジメント」、「介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援」、「被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業」、「支援困難ケースへの対応など、介護支援専門員への支援」等で、医療、福祉、介護が連携し、支援や地域づくりを進める「地域包括ケアシステム」の体制づくりを推進し、公正かつ中立な運営及び地域に密着した事業を行っています。

（1）総合相談支援事業



目標

高齢者またはその家族や地域住民等の相談を受け、問題解決に向けて、関係機関や制度の利用につなげる支援を行う。

【事業内容】

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け適切なサービスや支援が受けられるように、関係機関や制度につなげる等の支援を実施します。

【今後の方向性】

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、以下の取り組み等を実施します。

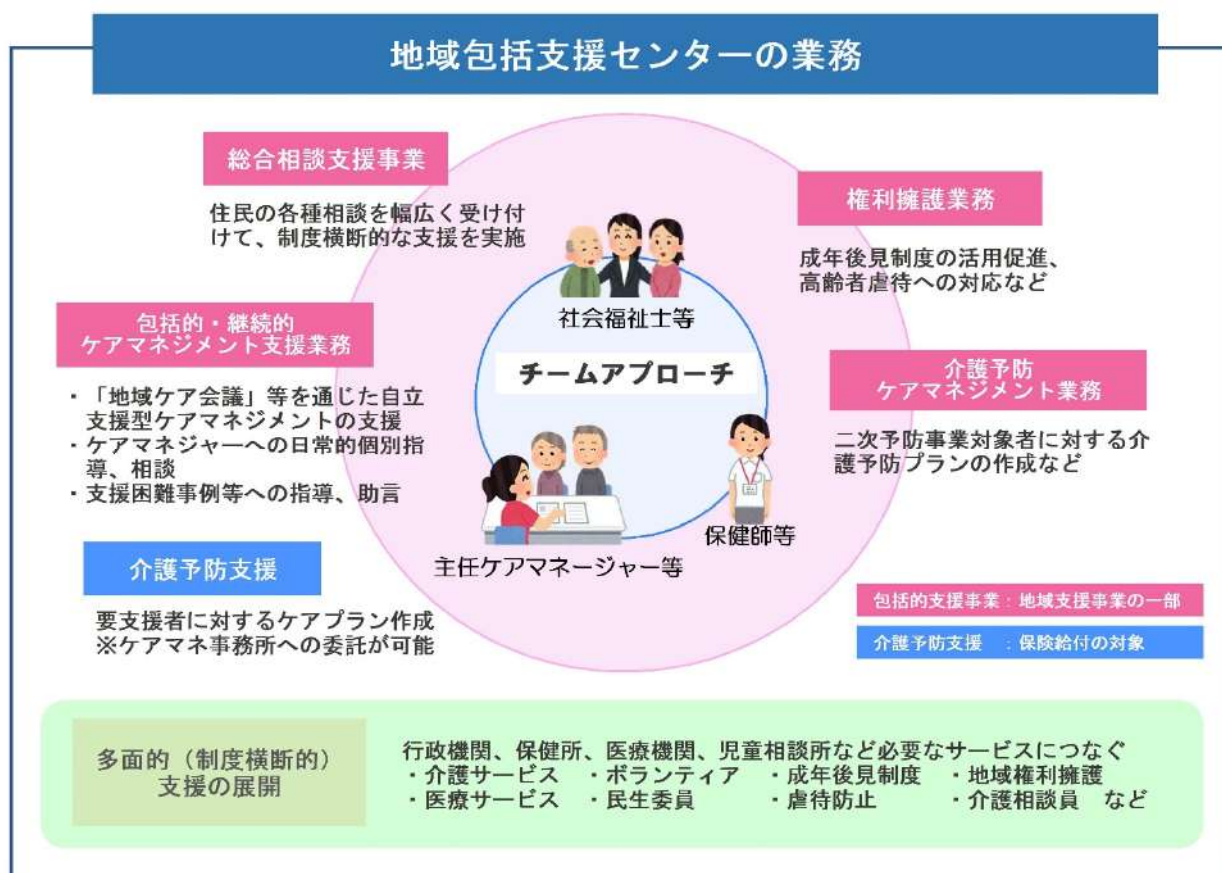
- ①地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等へのつなぎ）が必要な高齢者への対応

今後も相談しやすい環境を継続し、より専門的な支援ができるように他の関係機関と連携を行うように努めます。

また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭、ヤングケアラーに該当する世帯やこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野や障がい分野、児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていきます。

【総合相談支援事業】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実人数	260人	250人	250人	250人	250人	250人
実施総数	2,292件	2,266件	2,250件	2,250件	2,250件	2,250件



参考：厚生労働省資料



「総合相談」

(2) 権利擁護事業

① 権利擁護事業



目 標

「生命」をはじめ、高齢者等がもつ「自由権」、「社会権」、「参政権」、「財産権」、「幸福追求権」などの権利を守り、高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けることができるよう支援を行う。

【事業内容】

権利擁護事業は実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点（虐待、金銭管理困難等）での支援が必要と判断した場合に各種制度を活用する事業です。

令和元年10月に延岡西臼杵地域で中核機関（延岡・西臼杵権利擁護センター）を設置し、中核機関や関係機関と連携を取りながら、支援が必要な高齢者等を把握し、迅速な対応を行っています。

認知症等での金銭管理困難者には、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業につなげる取り組みも行っています。

【今後の方向性】

中核機関や関係機関と連携し、支援が必要な高齢者等の把握及び支援を行うとともに、各種制度や高齢者虐待に関する周知、啓発を行っていきます。

なお、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるとの認識のもと、「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、社会全体で取り組む体制づくりに努めます。また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても関係部署・機関等との連携体制強化を図っていきます。

② 成年後見制度利用支援事業



目 標

成年後見制度の周知を図るとともに、法人後見の体制整備や市民後見人の育成を推進する。

【事業内容】

本事業は、市町村長申立てに係る低所得の高齢者や障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。また、成年後見制度及び利用支援事業の周知啓発を行い、必要な人が利用するための体制を確保し、申立てに関する支援を行います。

【今後の方向性】

中核機関と連携しながら成年後見制度などの支援が必要な高齢者等の実態把握、制度についての周知、事業所等とのネットワーク構築を図り、申し立てに関する支援につなげていきます。



(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目標

町内のケアマネジャーや関係機関との連携がスムーズに行えるように支援する。

【事業内容】

関係機関との連携として、五ヶ瀬町国民健康保険病院及びそよう病院とのカンファレンス（連絡会）を月に1回、医療・介護・福祉の合同研修会を年3回実施し、郡内の医療・福祉・介護の多職種研修会にも参加して連携を図っています。

また、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議による地域課題の共有、地域の介護支援専門員等に対するケアプラン作成技術指導、日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導助言を行い、ケアマネジメントの後方支援を実施しています。

【今後の方向性】

居宅介護支援事業所の介護支援専門員、施設の介護支援専門員とも連携を図り、医療と介護の切れ目がない支援体制を構築するために、関係事業所との定例会や研修会を開催します。

また、医療機関を含む様々な社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等に取り組みます。

【町内介護支援専門員研修会】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数	3回	1回	1回	1回	1回	1回

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

（1）在宅医療・介護連携推進事業



目標

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため、切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制づくりを推進する。

【事業内容】

本町の具体的な取り組みは次のとおりです。

- （ア）「五ヶ瀬町サービスガイド」の作成、見直し
- （イ）医療機関との定期的な連絡会や研修会において、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）医療機関との連絡会や地域ケア推進会議等において、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ）西臼杵地域で「地域共生社会に向けた西臼杵地域 医療・介護福祉連携のためのルールブック」を運用、共通の入退院連携シートを活用した情報共有
- （オ）地域包括支援センターにおいて相談支援の実施
- （カ）医療と介護職の合同研修会の実施
- （キ）住民を対象とした在宅医療・介護連携についての公開講座の実施
- （ク）県や保健所とも連携を図りながら、西臼杵地域での広域連携による協議を実施

平成 27 年度には西臼杵 3 町で「西臼杵在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、在宅医療・介護連携推進に向け協議を行っています。

【今後の方向性】

全ての人々が住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることができるよう、宮崎県や高千穂保健所の支援の下、近隣の町、医療・介護・福祉関係機関との連携強化を図ります。

なお、令和 5 年の法改正によって創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しつつ、必要となる在宅医療・介護連携の体制を充実させていきます。

【医療介護合同研修会】

	実績		見込み	見込み数		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

(2) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）

目標

地域課題の把握に取り組み、生活支援の担い手育成、サービスの開発に努める。

【事業内容】

平成28年4月から第1層の生活支援コーディネーターを配置し、同年10月に公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会と協定を締結し、協議体を設置し、平成31年4月から生活支援コーディネーター1名をNPO法人に委託しています。

生活支援・介護予防サービス事業の多様なサービスを構築するための事業であり、高齢者世帯、居場所、集落を訪問し、地域資源、地域課題の把握に取り組み、生活支援の担い手育成、様々なサービスの開発に努めています。

【今後の方向性】

今後も地域資源や地域課題の把握に取り組み、生活支援の担い手育成、サービスの開発に努めます。また、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、社会福祉法人等の多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

さらに、地域ケア個別会議で把握された地域課題等も合わせ、各地域での課題解決に向けた協議体の開催を進めます。



「医療介護合同研修会」

(3) 認知症総合支援事業

【認知症施策推進大綱等を踏まえた取組の推進】

国では平成27年に「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を策定し、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。この認知症基本法に基づき、基本理念に沿って、認知症施策の推進に努めていきます。

① 認知症初期集中支援推進事業



目標

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

【事業内容】

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に実施する事業です。

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであり、令和5年度までに4名が認知症初期集中支援チーム員研修を受講しています。平成30年度から、認知症サポート医が配置されている国見ヶ丘病院と西臼杵3町が連携し、チーム員会議を定例で年4回、必要に応じ随時開催しています。初期集中支援チーム員の介入件数は年に1件程度となっています。

【今後の方向性】

かかりつけ医、認知症疾患医療センターとも連携を行い、専門医受診やサービスにつながらない認知症の人や家族に対しての支援を行います。

【認知症初期集中支援チーム】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム員人数	5人	5人	4人	4人	5人	5人



② 認知症地域支援・ケア向上事業

目標

認知症の人が尊厳と希望をもって認知症と共に生きること、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを目指します。

【事業内容】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人にとって効果的な支援を行うことが重要であり、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとして、認知症地域支援推進員を配置し、地域の情報収集、訪問等を行い、認知症の早期発見と早期受診の促しを行っています。また、「オレンジカフェ」や「ひまわりなごみの会（認知症の人と家族の会）」を開催し、地域での認知症の人や家族に対する支援を行っています。

【今後の方向性】

認知症地域支援推進員と連携して情報共有を行い、オレンジカフェ等を通して認知症の人や家族に対する支援を継続して行います。

【オレンジカフェ参加者】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	50人	27人	50人	50人	55人	60人

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業



目標

「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進する。

【事業内容】

地域住民等に認知症の正しい知識を普及啓発するために、地域の集まりなどで認知症に関する講座（認知症サポーター養成講座）を開催し、合わせてステップアップ講座を開催し技能向上を図っています。また、認知症サポーターを養成するための講師（キャラバン・メイト）については、現在13名が活動しており、認知症サポーター養成講座の打合せや勉強会のため、2か月に1回連絡会を実施しています。

チームオレンジ（認知症の本人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み）を鞍岡地区に設置しており、地域住民と認知症高齢者の見守りと情報共有を行っています。

【今後の方向性】

高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加していくことが予想されます。今後も、認知症サポーターの養成及びキャラバン・メイト連絡会の定期開催など、認知症への理解を深めてもらう活動を行っていきます。

また、認知症サポーター等と連携して、チームオレンジへの参加及び新規設置を推進していきます。

【サポーター養成講座】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	5回	4回	7回	5回	6回	6回

【キャラバン・メイト連絡会】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	7回	5回	6回	6回	6回	6回

【ステップアップ講座】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	1回	1回	1回	2回	3回	3回

【チームオレンジ】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

(4) 地域ケア会議推進事業

① 地域ケア個別会議

目
標

要支援者等の課題の解決、状態の改善、自立を促すことで高齢者の生活の質の向上を目指すとともに、個別の事例を多職種でアセスメントし、自立支援の視点に立った支援策を考え提案する。さらに、支援を通して職員等のスキルアップを目指す。

【事業内容】

平成28年度から自立支援型地域ケア個別会議を導入し、高齢者のQOLの向上を目指した支援を行っています。

個別会議では、宮崎県地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、薬剤師、精神保健福祉士）からの助言を受けながら隔月1回実施しており、個別事例について個別課題の整理を行い、運動、栄養、口腔等の多角的視点から多職種による課題への対策を検討することで、高齢者が自立した生活ができるように支援します。

※QOL・・・「クオリティ・オブ・ライフ」の略称で、生活や生命、人生における幸福、満足などを意味する。

【今後の方向性】

個別会議を通して、高齢者の自立支援に向けた建設的な支援に取り組むとともに、介護事業所職員等のスキルアップを図り、介護保険サービスの質の向上を目指します。また、会議のあり方についても、適宜協議を行い運用していきます。

【地域ケア個別会議実施回数】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	12回	13回	7回	6回	6回	6回
検討事例数	24件	26件	14件	12件	12件	12件



② 地域ケア推進会議

目 標

地域ケア個別会議により集積した個別課題を整理し、本町の不足資源等の行政課題の発見・課題解決策の検討につなげる。

関係機関と、高齢者の自立支援と重度化防止における施策及び地域ケアシステムの構築につなげる。

【事業内容】

平成 29 年度より、地域ケア個別会議で集積した個別課題を整理し、地域課題の抽出や課題解決に向けた政策形成につなげるための会議を実施しています。西臼杵支庁、高千穂保健所をはじめ、生活困窮者支援、障がい者支援、子育て支援、移動支援や買い物支援等、幅広く関係機関が出席し、年 1 回課題整理・政策検討会議を開催しています。

【今後の方向性】

高齢者の自立支援と重度化防止における施策及び地域包括ケアシステムの構築につなげるため、継続的に開催します。

また、町内の関係機関と定期的に協議する場を設定し、地域課題の早期把握と早期解決に向けた取り組みを進めていきます。



「認知症サポーター養成講座」

4 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

① 要介護認定の適正化



介護認定調査に関する知識や技術の向上を図り、適正な認定調査に努める。

【事業内容】

介護認定調査は直営で実施しており、遠方の調査は委託により行っています。
適正化を図るため、研修会への参加、eラーニングシステムを利用した知識・技術の向上に取り組んでいます。

【今後の方向性】

適正化を図る取組を継続して実施します。

② ケアプランの点検



適正な介護サービス供給のため、ケアプランの点検及び質の向上を図る。

【事業内容】

地域ケア個別会議において、専門職の助言によるケアプランの検証を行うとともに、介護支援専門員支援事業により、介護サービス事業所や地域包括支援センターが作成したケアプランについて、外部講師からの点検及び助言を受け適正化を図っています。

【今後の方向性】

今後も継続的にケアプラン作成者に対する支援を行い、適正なケアプランの作成及び質の向上に取り組めます。

③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検



給付の適正化を視野に、必要な方に適切な支援を実施する。

【事業内容】

● 住宅改修

事前に職員による現地確認を行い実施、半年後には使用状況等の現地調査を行います。なお、見積金額が5万円を超えるものは、リハビリテーション専門職が参加する地域ケア個別会議において事前審査を行います。

● 福祉用具購入

職員による事前確認を行い実施、半年後には使用状況等の現地調査を行います。なお、見積金額3万円を超えるものは、リハビリテーション専門職が参加する地域ケア個別会議において事前審査を行います。

● 福祉用具貸与

給付実績により福祉用具貸与について点検を行い、疑義のあるものについては、介護支援専門員等に確認します。また、リハビリテーション専門職が出席する地域ケア個別会議において、福祉用具の貸与事例がある場合、軽度認定者への例外給付の必要が生じた場合は適正な給付であるか検討します。

【今後の方向性】

専門職等の意見を聴取しながら、適正な支援を行います。

④ 縦覧点検・医療情報との突合



目標

適正請求へ向けた意識啓発を図る。

【事業内容】

縦覧点検・医療情報との突合について、宮崎県国民健康保険団体連合会に処理委託をしており、疑義が生じた場合は介護サービス事業所に確認を行い適正請求に取り組んでいます。

【今後の方向性】

宮崎県国民健康保険団体連合会と連携を取りながら、請求の適正化を図ります。

(2) 家族介護支援事業

① 家族介護用品支給事業



目標

介護用品を支給することにより、在宅で介護をしている家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、在宅生活を継続するための支援を行う。

【事業内容】

在宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援する事業で、要介護4及び5の在宅高齢者に対し、利用者の1割負担により介護用品（おむつ）の支給を行っています。なお、要介護2及び3の在宅高齢者については、地域ケア個別会議に諮り給付の必要性が認められた場合には支給対象としています。

【今後の方向性】

国の取扱いにおいて、他事業への移行や廃止・縮小に向けた取り組みを行うよう示されていますが、在宅介護を支援する事業として需要の高い事業であるため、事業のあり方を十分に検討し、計画的に取り組んでいきます。

【家族介護用品支給事業】

	実績		見込み	見込み数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数	92件	58件	55件	96件	96件	96件
実人数	10人	8人	6人	8人	8人	8人

第6章 介護保険サービス

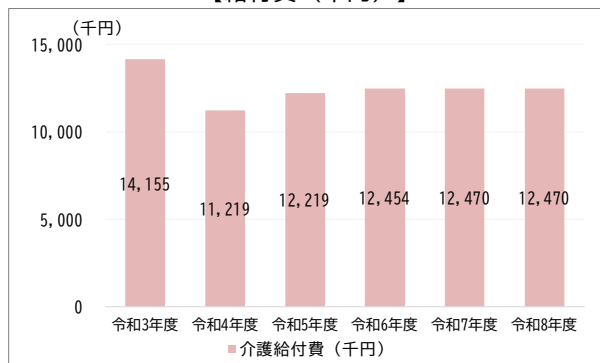
1 居宅サービス等・介護予防サービス等

(1) 訪問介護

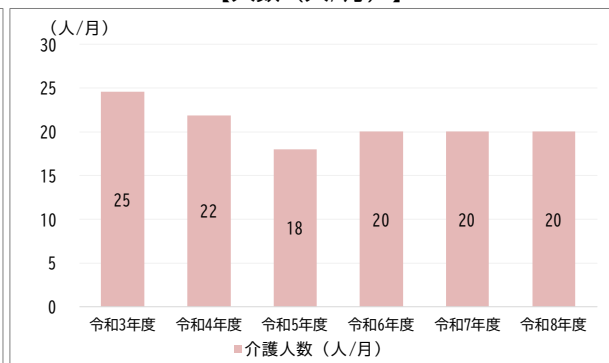
ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	14,155	11,219	12,219	12,454	12,470	12,470
	人数（人/月）	25	22	18	20	20	20

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

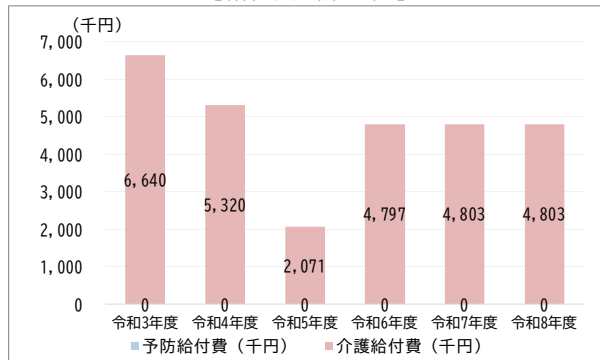


(2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

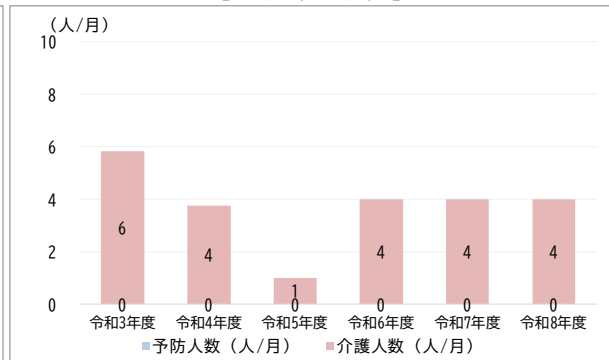
浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費（千円）	6,640	5,320	2,071	4,797	4,803	4,803
	人数（人/月）	6	4	1	4	4	4

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

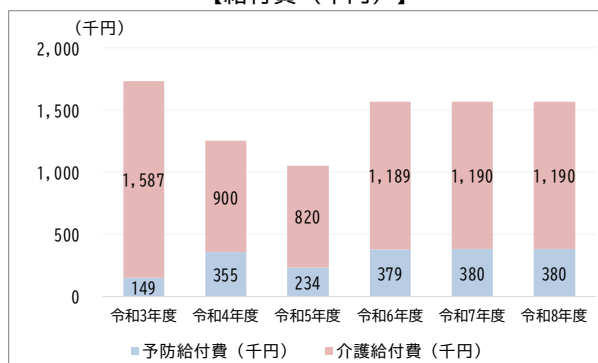


(3) 介護予防訪問看護・訪問看護

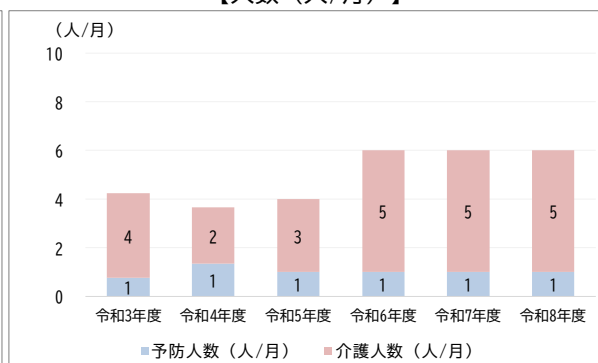
主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	149	355	234	379	380	380
	人数（人/月）	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	1,587	900	820	1,189	1,190	1,190
	人数（人/月）	4	2	3	5	5	5

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】



(4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

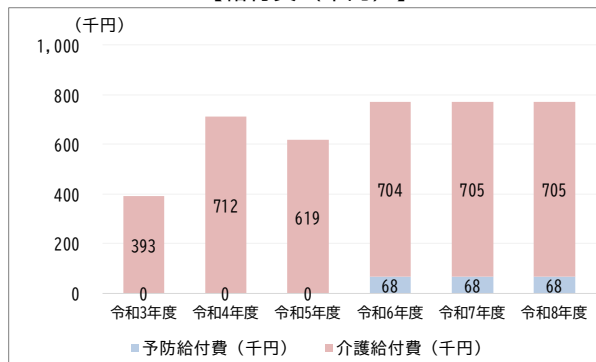
理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能の維持または向上を目指し日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。本計画中の利用は見込んでいません。

(5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

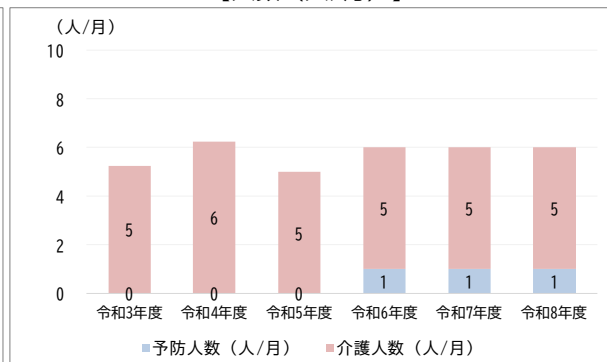
通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	0	0	0	68	68	68
	人数（人/月）	0	0	0	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	393	712	619	704	705	705
	人数（人/月）	5	6	5	5	5	5

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

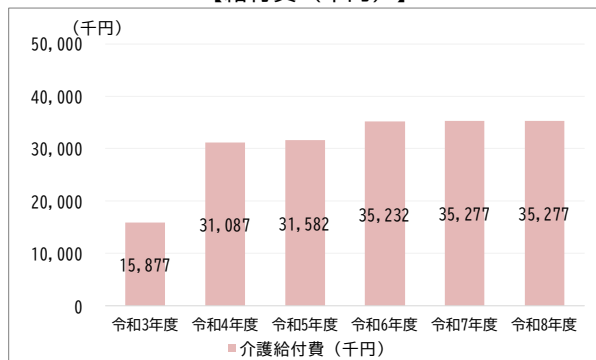


(6) 通所介護

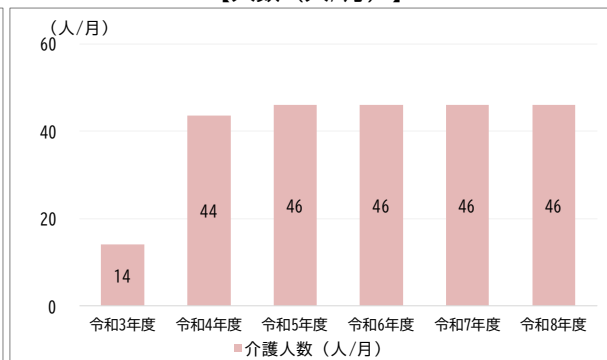
要介護1～5の居宅要介護者について、デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	15,877	31,087	31,582	35,232	35,277	35,277
	人数（人/月）	14	44	46	46	46	46

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

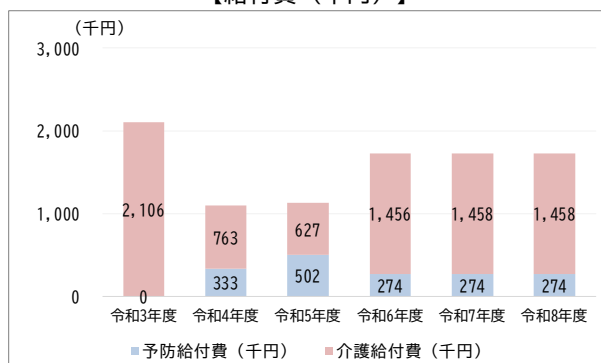


(7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

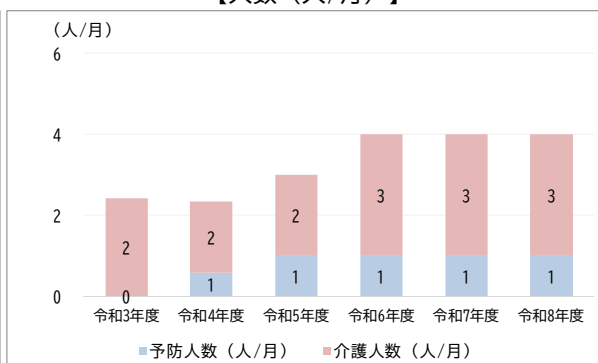
介護老人保健施設や医療施設などで、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことで心身機能の維持回復・向上のための機能訓練を行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	0	333	502	274	274	274
	人数（人/月）	0	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	2,106	763	627	1,456	1,458	1,458
	人数（人/月）	2	2	2	3	3	3

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

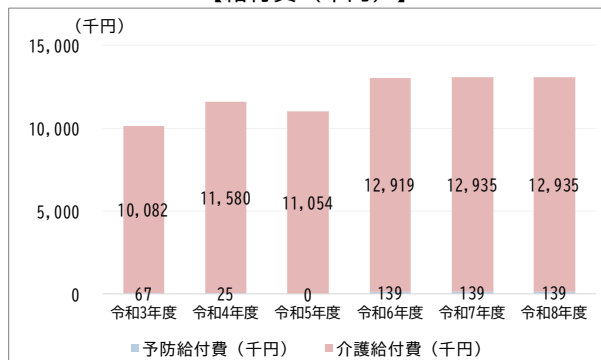


(8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

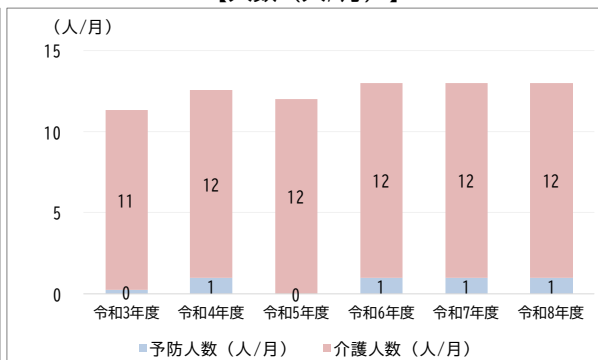
特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。利用者の身心の機能の維持並びに家族の介護の負担軽減などを目的としています。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	67	25	0	139	139	139
	人数（人/月）	0	1	0	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	10,082	11,580	11,054	12,919	12,935	12,935
	人数（人/月）	11	12	12	12	12	12

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

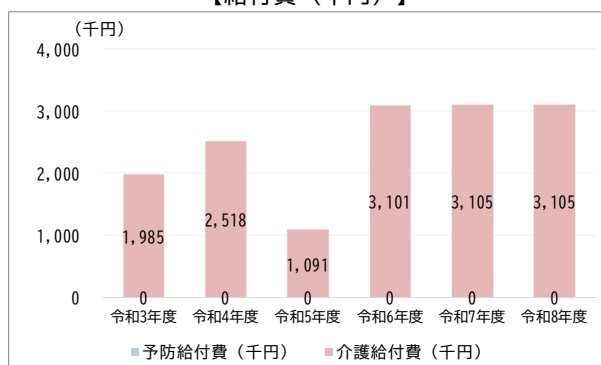


(9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

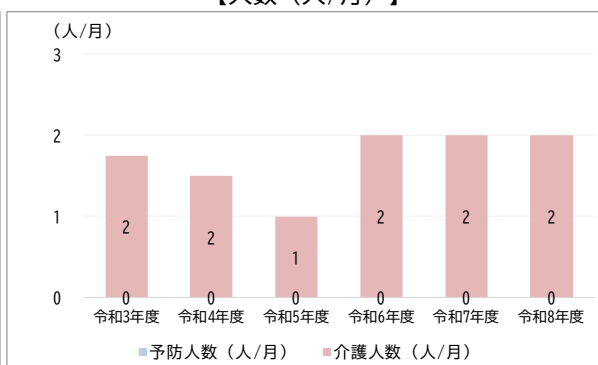
介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。利用者の身心の機能の維持並びに家族の介護の負担軽減などを目的としています。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費（千円）	1,985	2,518	1,091	3,101	3,105	3,105
	人数（人/月）	2	2	1	2	2	2

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

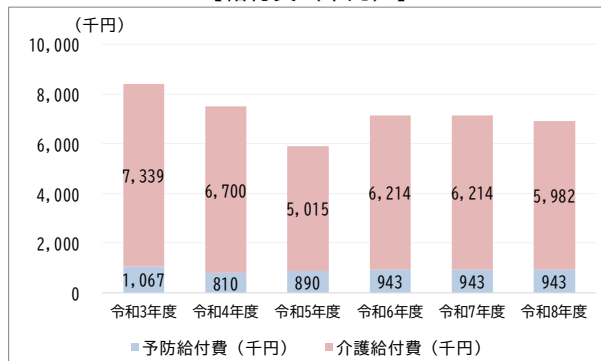


(10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

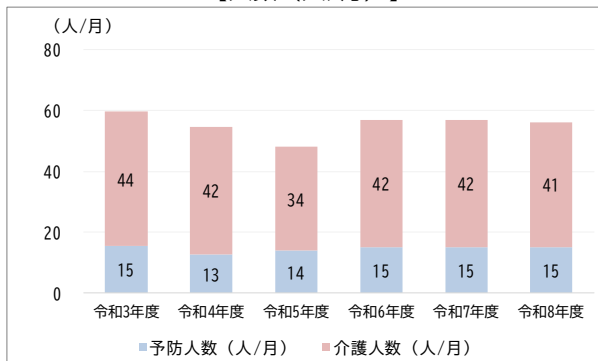
車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ、歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、利用者の身心の状況等を踏まえて日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	1,067	810	890	943	943	943
	人数（人/月）	15	13	14	15	15	15
介護 給付	給付費（千円）	7,339	6,700	5,015	6,214	6,214	5,982
	人数（人/月）	44	42	34	42	42	41

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

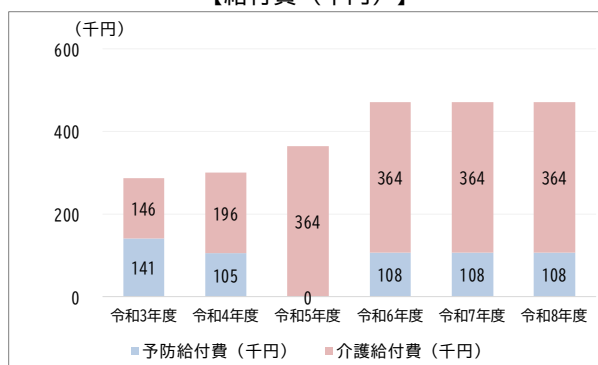


(11) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

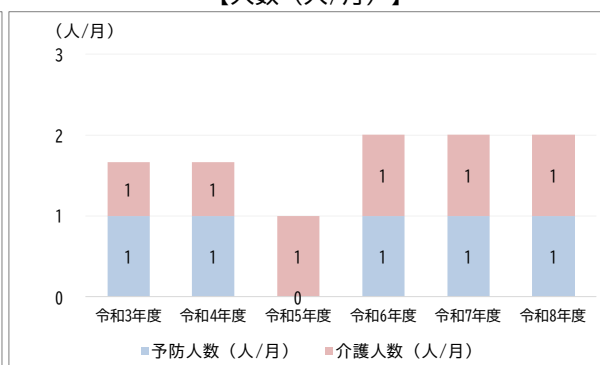
貸与になじまない入浴や排泄に用いる購入費の一部を支給します。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	141	105	0	108	108	108
	人数（人/月）	1	1	0	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	146	196	364	364	364	364
	人数（人/月）	1	1	1	1	1	1

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

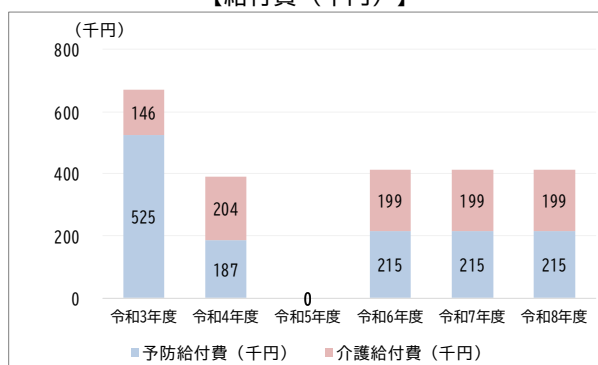


(12) 介護予防住宅改修・住宅改修

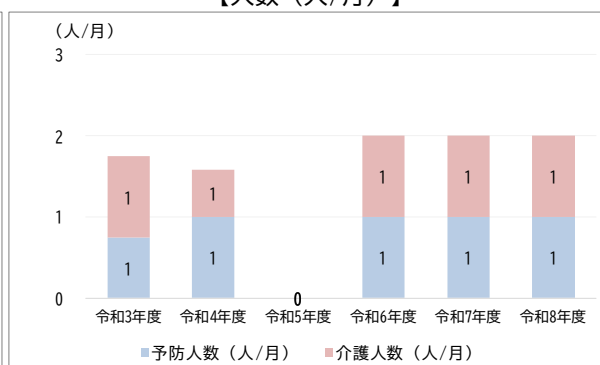
手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなどの住宅改修をする場合、20万円を上限として改修費の一部を支給します。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	525	187	0	215	215	215
	人数（人/月）	1	1	0	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	146	204	0	199	199	199
	人数（人/月）	1	1	0	1	1	1

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】



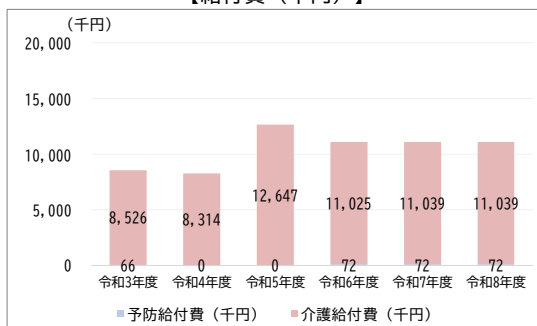
(13) 介護予防特定入居者生活介護・特定入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームに入所している要介護者に対し、特定施設サービス計画書に基づき、日常生活上の介護・世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

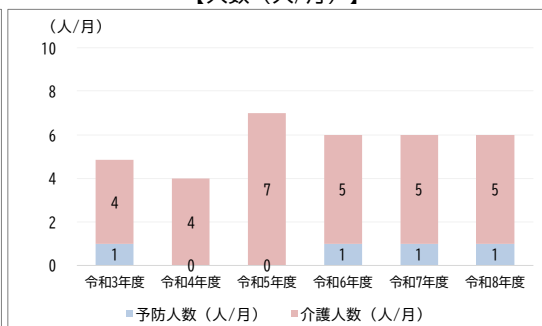
※ 施設が厚生労働省令で定める施設（「特定施設」）の指定を受けている場合に限りです。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	66	0	0	73	73	73
	人数（人/月）	1	0	0	1	1	1
介護 給付	給付費（千円）	8,526	8,314	12,647	11,025	11,039	11,039
	人数（人/月）	4	4	7	5	5	5

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

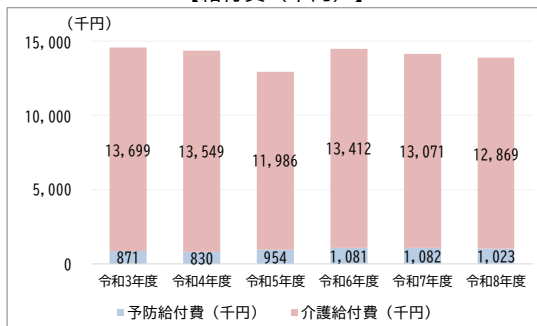


(14) 介護予防支援・居宅介護支援

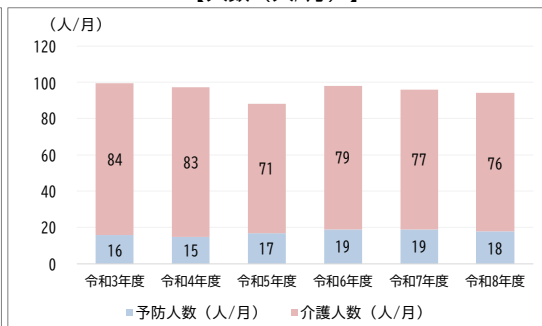
介護支援専門員が要介護者の心身の状況・生活環境に応じて本人や家族の希望等を勘案し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう「居宅介護サービス計画書（ケアプラン）」を作成し、ケアプランに基づいた居宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整や給付管理等を行うものです。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	871	830	954	1,081	1,082	1,023
	人数（人/月）	16	15	17	19	19	18
介護 給付	給付費（千円）	13,699	13,549	11,986	13,412	13,071	12,869
	人数（人/月）	84	83	71	79	77	76

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】



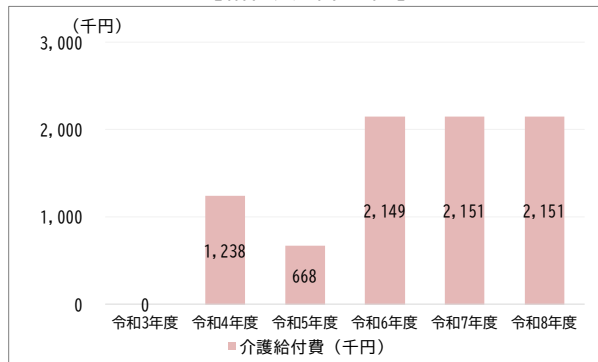
2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

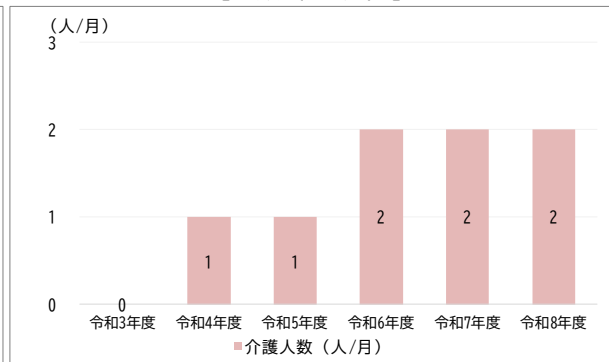
介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24時間365日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	0	1,238	668	2,149	2,151	2,151
	人数(人/月)	0	1	1	2	2	2

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】

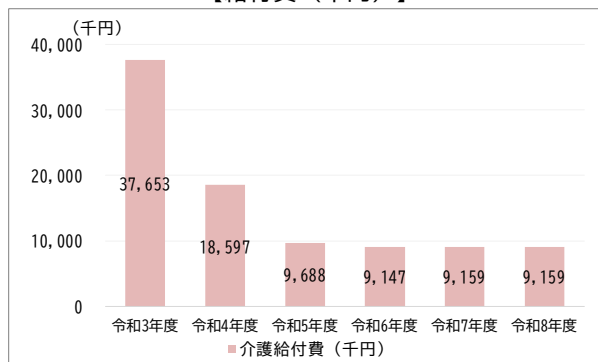


(2) 地域密着型通所介護

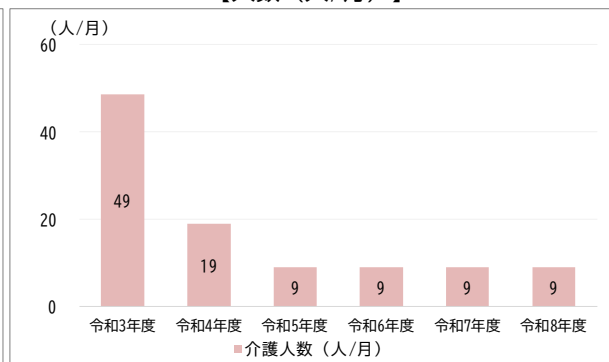
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費(千円)	37,653	18,597	9,688	9,147	9,159	9,159
	人数(人/月)	49	19	9	9	9	9

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】

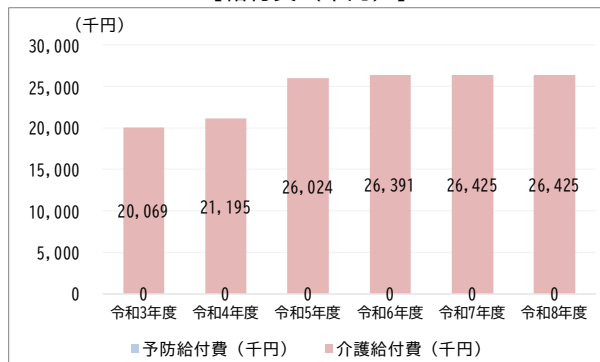


(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

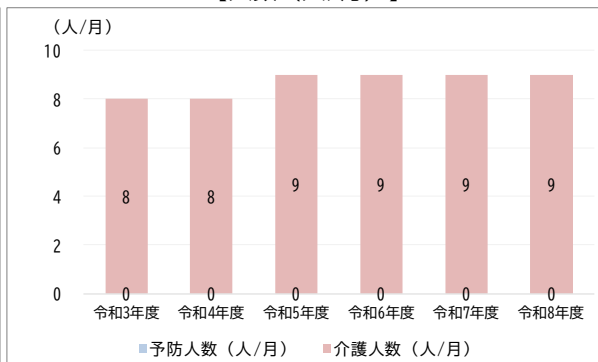
安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費（千円）	20,069	21,195	26,024	26,391	26,425	26,425
	人数（人/月）	8	8	9	9	9	9

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

**(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護**

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(5) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(6) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所で、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

【地域密着型サービスの必要利用定員総数の設定】

第9期介護保険事業計画において定める、本町内の施設・事業所の3年間の利用定員総数は、以下のとおりとします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
地域密着型特定施設入居者生活介護				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
認知症対応型共同生活介護				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
定員総数	9 床	9 床	9 床	9 床

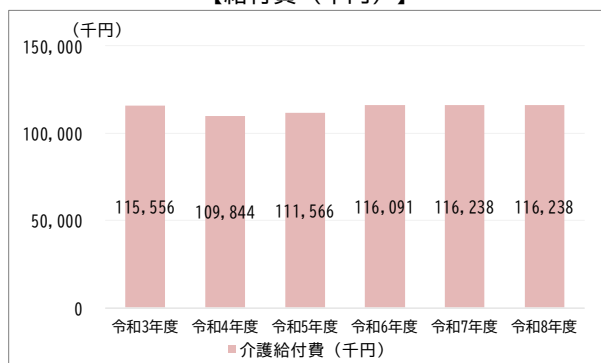
3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

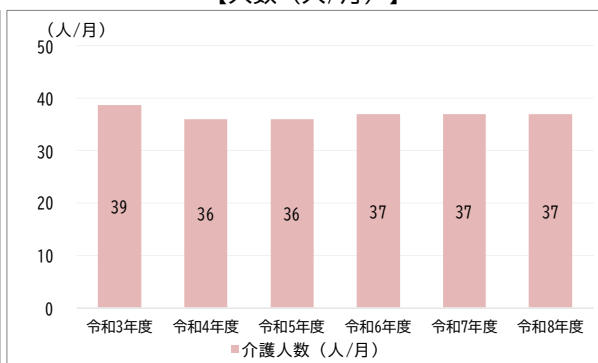
介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	115,556	109,844	111,566	116,091	116,238	116,238
	人数（人/月）	39	36	36	37	37	37

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

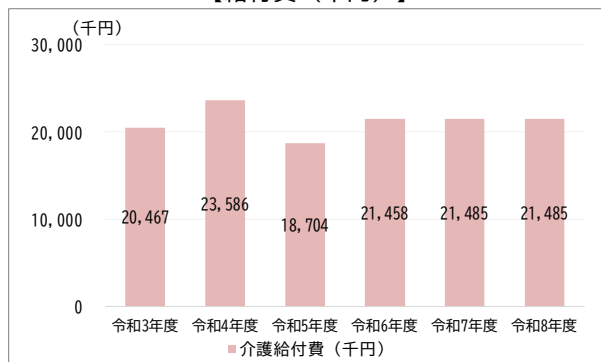


(2) 介護老人保健施設

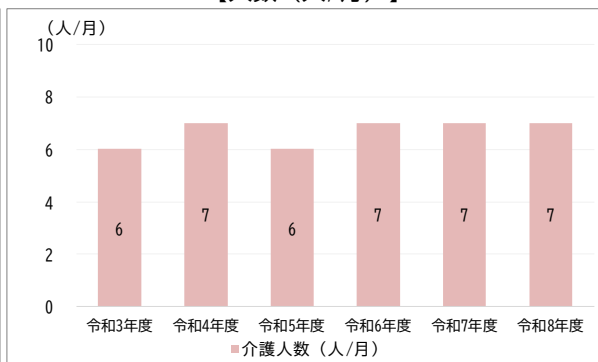
病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	20,467	23,586	18,704	21,458	21,485	21,485
	人数（人/月）	6	7	6	7	7	7

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】

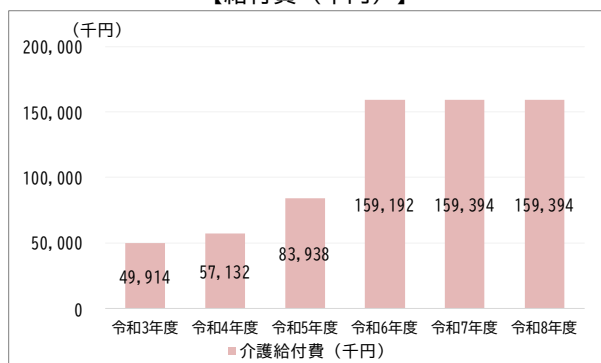


(3) 介護医療院

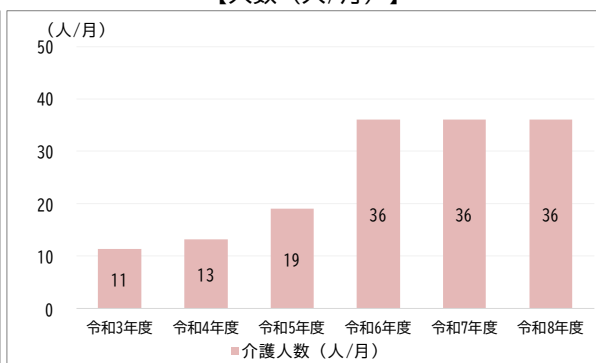
今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学的管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。令和6年度以降、介護療養型医療施設からの転換を17人見込んでいます。

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	給付費（千円）	49,914	57,132	83,938	159,192	159,394	159,394
	人数（人/月）	11	13	19	36	36	36

【給付費（千円）】



【人数（人/月）】



第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定

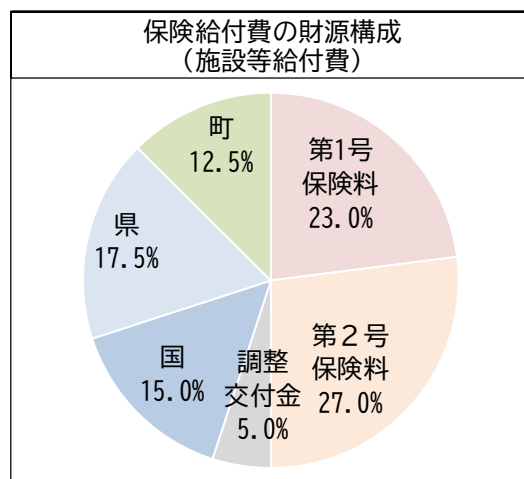
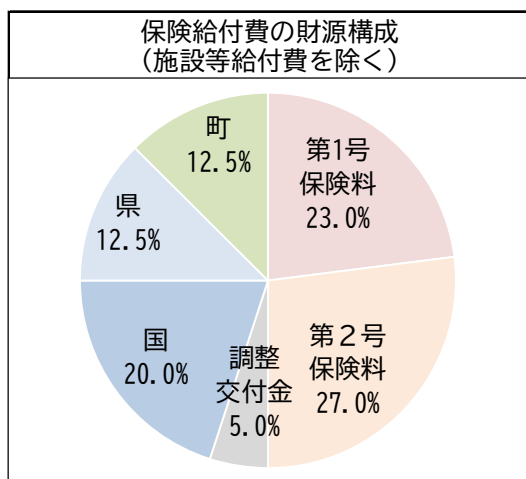
1 財源構成

全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。

本計画期間（令和6年度から令和8年度まで）の第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同様に23%となります。

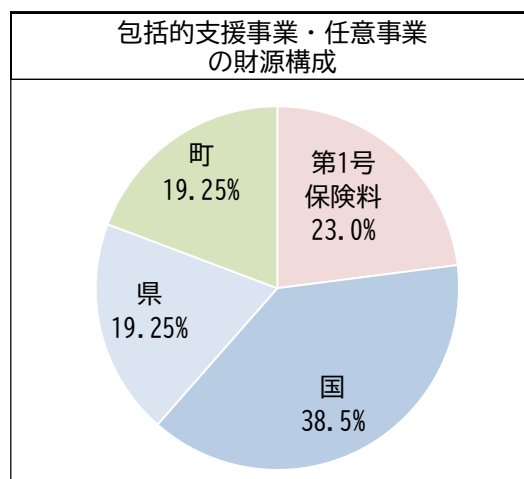
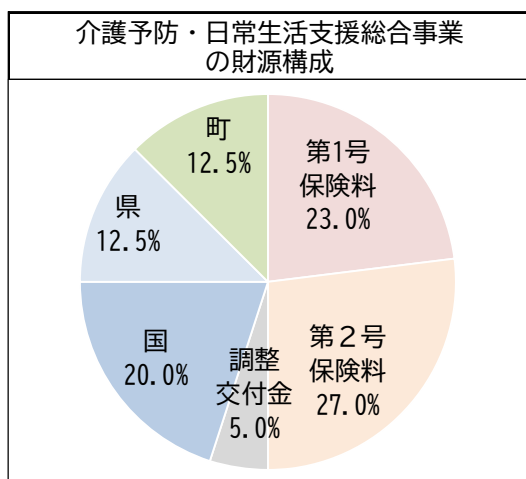
（1）介護給付費の財源構成

介護給付に係る財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料でまかなわれており、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



（2）地域支援事業費

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とは異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計

(1) 被保険者数推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者数	1,503	1,481	1,462
第2号被保険者数	889	857	822
総 数	2,392	2,338	2,284

(2) 要介護（要支援）認定者数推計

単位：人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総 数	要支援1	23	23	23
	要支援2	16	16	15
	要介護1	27	26	25
	要介護2	41	41	40
	要介護3	38	37	37
	要介護4	47	47	45
	要介護5	30	30	31
	合 計	222	220	216
うち 第1号被 保険者	要支援1	21	21	21
	要支援2	16	16	15
	要介護1	27	26	25
	要介護2	41	41	40
	要介護3	38	37	37
	要介護4	47	47	45
	要介護5	30	30	31
	合計	220	218	214

3 サービスごとの給付費の見込み

(1) 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	379	380	380	1,139
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	68	68	68	204
介護予防通所リハビリテーション	274	274	274	822
介護予防短期入所生活介護	139	139	139	417
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	943	943	943	2,829
介護予防特定福祉用具購入費	108	108	108	324
介護予防住宅改修費	215	215	215	645
介護予防特定施設入居者生活介護	73	73	73	219
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	1,081	1,082	1,023	3,186
予防給付費計	3,280	3,282	3,223	9,785

(2) 介護サービスの給付費の見込み

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	12,454	12,470	12,470	37,394
訪問入浴介護	4,797	4,803	4,803	14,403
訪問看護	1,189	1,190	1,190	3,569
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	704	705	705	2,114
通所介護	35,232	35,277	35,277	105,786
通所リハビリテーション	1,456	1,458	1,458	4,372
短期入所生活介護	12,919	12,935	12,935	38,789
短期入所療養介護（老健）	3,101	3,105	3,105	9,311
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	6,214	6,214	5,982	18,410
特定福祉用具購入費	364	364	364	1,092
住宅改修費	199	199	199	597
特定施設入居者生活介護	11,025	11,039	11,039	33,103
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,149	2,151	2,151	6,451
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	9,147	9,159	9,159	27,465
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	26,391	26,425	26,425	79,241
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	116,091	116,238	116,238	348,567
介護老人保健施設	21,458	21,485	21,485	64,428
介護医療院	159,192	159,394	159,394	477,980
(4) 居宅介護支援	13,412	13,071	12,869	39,352
介護給付費計	437,494	437,682	437,248	1,312,424

(3) 総給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
予防給付費計	3,280	3,282	3,223	9,785
介護給付費計	437,494	437,682	437,248	1,312,424
給付費計	440,774	440,964	440,471	1,322,209

4 地域支援事業費の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
訪問介護相当サービス	1,250	1,250	1,250	3,750
訪問型サービスA	0	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	100	100	100	300
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0
通所介護相当サービス	7,500	7,500	7,500	22,500
通所型サービスA	0	0	0	0
通所型サービスB	100	100	100	300
通所型サービスC	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービス の一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	100	100	100	300
介護予防把握事業	0	150	0	150
介護予防普及啓発事業	2,900	2,900	2,900	8,700
地域介護予防活動支援事業	800	800	800	2,400
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	100	100	100	300

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	14,000	14,000	14,000	42,000
任意事業	500	500	500	1,500

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
在宅医療・介護連携推進事業	200	200	200	600
生活支援体制整備事業	4,000	4,000	4,000	12,000
認知症初期集中支援推進事業	2,000	2,000	2,000	6,000
認知症地域支援・ケア向上事業	10,000	10,000	10,000	30,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	200	200	200	600
地域ケア会議推進事業	600	600	600	1,800

(4) 地域支援事業費合計

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	第9期 合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,850	13,000	12,850	38,700
包括的支援事業（地域包括支援センターの 運営）及び任意事業費	14,500	14,500	14,500	43,500
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,200	15,200	15,200	45,600
地域支援事業費	42,550	42,700	42,550	127,800

5 標準給付費等の見込み

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
総給付費（財政影響額調整後）	440,774,000	440,964,000	440,471,000	1,322,209,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	22,424,723	22,250,820	21,846,260	66,521,803
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	9,420,650	9,349,262	9,178,668	27,948,580
高額医療合算介護サービス費 等給付額	1,412,643	1,393,203	1,328,403	4,134,249
算定対象審査支払手数料	263,270	254,170	248,150	765,590
標準給付費見込額	474,295,286	474,211,455	473,072,481	1,421,579,222

6 所得段階別加入者の見込み

単位：人

所得段階 区分	割合	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期 合計
第1段階	19.3%	290	286	282	858
第2段階	11.7%	176	173	171	520
第3段階	8.6%	129	127	125	381
第4段階	15.0%	225	222	219	666
第5段階	18.5%	277	274	270	821
第6段階	14.2%	214	210	208	632
第7段階	7.1%	106	105	103	314
第8段階	3.1%	47	46	46	139
第9段階	1.2%	18	17	17	52
第10段階	0.5%	8	8	8	24
第11段階	0.3%	4	4	4	12
第12段階	0.3%	4	4	4	12
第13段階	0.3%	5	5	5	15
計	100.0%	1,503	1,481	1,462	4,446

7 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

単位：円

標準給付費見込額	1,421,579,222
+	
地域支援事業費（3年間）	127,800,000
=	
介護保険事業費見込額（3年間）	1,549,379,222
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額（3年間）	356,357,221
+	
調整交付金相当額（3年間）	73,013,961
-	
調整交付金見込額（3年間）	153,529,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
準備基金取崩額	55,250,000
+	
市町村特別給付費等	0
-	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	1,300,000
=	
保険料収納必要額（3年間）	219,292,182
÷	
予定保険料収納率	98.90%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	4,028人
÷	
年額保険料	55,000
÷	
12か月	
÷	
月額保険料（基準額）	4,600
（参考）第8期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	4,980

8 所得段階に応じた保険料額の設定

所得状況に応じて、第1号被保険者の介護保険料月額を13の所得段階区分により設定します。各所得段階における保険料負担割合の概要は以下のとおりとなります。

区分	対象者	保険料 基本率	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.455	2,093円	25,116円
		(0.285)	(1,311円)	(15,732円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	0.685	3,151円	37,812円
		(0.485)	(2,231円)	(26,772円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の者	0.69	3,174円	38,088円
		(0.685)	(3,151円)	(37,812円)
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.9	4,140円	49,680円
第5段階	【基準額】 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者	1.0	4,600円	55,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	5,520円	66,240円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	5,980円	71,760円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	6,900円	82,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	7,820円	93,840円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	8,740円	104,880円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	9,660円	115,920円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	10,580円	126,960円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.4	11,040円	132,480円

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率、月額保険料、年額保険料

9 令和22(2040)年の姿

本町の総人口は、団塊の世代の子ども世代が65歳以上となる令和22(2040)年には1,960人で、令和5(2023)年の人口と比べ1,440人減少すると推計されています。

高齢者数は令和5(2023)年の1,522人から令和22(2040)年は1,072人と450人減少すると推計されています。

高齢化率は令和5(2023)年の44.8%から令和22(2040)年には54.7%と、9.9ポイント増加する見込みとなっています。

介護を必要とする要介護認定者数は、令和5(2023)年の223人から令和22(2040)年には183人と40人減少する見込みで、令和5(2023)年に対する増加率は82.1%となっています。要介護3以上の中重度の認定者数は令和5(2023)年の116人から令和22(2040)年には93人と23人減少する見込みとなっています。

介護保険料は現状のまま推移すると仮定すると、第8期の4,980円から令和22(2040)年は6,891円、第8期比138.4%の伸びが予想されます。

【人口の推移】

	単位	令和5年	指数	令和22年	指数
総人口	人	3,400	100.0	1,960	57.6
高齢者数	人	1,522	100.0	1,072	70.4
高齢化率	%	44.8	-	54.7	-

【要介護認定者数の推移】

	単位	令和5年	指数	令和22年	指数
要介護認定者数	人	223	100.0	183	82.1
65歳以上に占める要介護認定率	%	14.5	-	17.0	-
要介護3以上の中重度者数	人	116	100.0	93	80.2
要介護認定者に占める重度者の割合	%	52.0	-	50.8	-

【保険料の推移】

	単位	第8期	指数	令和22年	指数
第1号被保険者介護保険料	円	4,980	100.0	6,891	138.4

資料編

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(平成 11 年告示第 20 号)

(設置)

第 1 条 五ヶ瀬町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について審議策定するため五ヶ瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 策定委員会の委員は、町長が任命する。

2 委員長は副町長をもって充てる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、策定期間ごととし、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、策定委員会を統括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(策定委員会の会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会が別に定める。

附 則 (平成 11 年告示第 20 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 11 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年訓令第 9 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。ただし、改正後の五ヶ瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱第 3 条の規定は、第 3 期五ヶ瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会から適用し、第 2 期五ヶ瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会は、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年告示第 49 号)

(施行期日)

この告示は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年告示第 71 号)

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 名簿

	職 名	氏 名	所 属	備 考
1	委 員 長	濱川 哲一	保険者	五ヶ瀬町副町長
2	委 員	崔 林承	保健・医療関係者	五ヶ瀬町国民健康保険病院院長
3	委 員	太田 保義	議会代表	文教福祉常任委員会委員長
4	委 員	本田 俊徳	議会代表	文教福祉常任委員会副委員長
5	委 員	菊池 清隆	被保険者	第1号被保険者
6	委 員	西村 千恵子	被保険者	第1号被保険者
7	委 員	曾我部 里美	被保険者	第2号被保険者
8	委 員	長田 豊明	公民館長代表	公民館連絡協議会会長
9	委 員	飯干 知洋	介護事業所関係者	特別養護老人ホームごかせ荘 施設長
10	委 員	安在 静代	介護事業所関係者	グループホーム逍遙亭施設長
11	委 員	原田 康弘	高齢者福祉関係者	民生委員・児童委員協議会会長
12	委 員	鈴木 祥子	高齢者福祉関係者	ボランティア団体 いちご会代表者
13	委 員	西山 文子	高齢者福祉関係者	NPO 法人 結ネットたんぽぽ理事長
14	委 員	渡邊 竜洋	高齢者福祉関係者	社会福祉協議会事務局長

任期：令和5年11月1日～令和8年3月31日

五ヶ瀬町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度 ▶ 令和8年度

発行 宮崎県五ヶ瀬町

編集 五ヶ瀬町福祉課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

T E L 0982-82-1702 F A X 0982-82-1723

E-mail kaigo-koureisha@town.gokase.miyazaki.jp

